

馬頭町・小川町合併協議会

第3回協議会資料(その2)

平成 16 年 12 月 16 日

馬頭町山村開発センター

【 目 次 】

(1) 協議事項 (P1 ~ P132)

(その1)

協議第 4号の2	新町の名称について	(協定項目 3)	P 1
協議第 20号の2	新町建設計画について	(協定項目 26)	P 6
協議第 21号	財産及び債務の取扱いについて	(協定項目 5)	P 7
協議第 22号	一部事務組合等の取扱いについて	(協定項目 14)	P 13
協議第 23号	使用料、手数料等の取扱いについて	(協定項目 15)	P 17
協議第 24号	補助金、交付金等の取扱いについて	(協定項目 17)	P 43
協議第 25号	国民健康保険事業の取扱いについて	(協定項目 20)	P 49
協議第 26号	介護保険事業の取扱いについて	(協定項目 21)	P 54
協議第 27号	電算システムの取扱いについて	(協定項目 24)	P 59
協議第 28号	広報広聴関係事業について	(協定項目 25-2)	P 66

(その2)

協議第 29号	保健予防事業について	(協定項目 25-6)	P 69
協議第 30号	障害者福祉事業について	(協定項目 25-7)	P 87
協議第 31号	高齢者福祉事業について	(協定項目 25-8)	P 96
協議第 32号	児童福祉事業について	(協定項目 25-9)	P107
協議第 33号	保育事業について	(協定項目 25-10)	P111
協議第 34号	その他の福祉事業について	(協定項目 25-11)	P117
協議第 35号	環境対策事業について	(協定項目 25-12)	P120
協議第 36号	その他の事業について	(協定項目 25-19)	P129

(2) その他 (P133 ~ P134)

馬頭町・小川町合併協議会議会の議員の定数及び任期等検討委員会に
ついて

P133

保健予防事業について（協定項目 25 - 6）

保健予防事業について、次のとおり提案する。

- 1．母子保健事業については、次のとおりとする。
 - (1) 母子保健計画については、合併後、速やかに策定するものとする。
 - (2) 乳幼児健康診査（相談）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、事業内容は合併時までに調整するものとする。
 - (3) 乳幼児健康診査精密検査、妊産婦医療費助成及び妊婦超音波検査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - (4) 妊産婦健康診査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、妊婦一般健康診査受診票の交付回数は妊娠前期 2 回、妊娠後期 2 回とするものとする。
 - (5) 育児等健康支援事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例によるものとする。
- 2．老人保健事業については、次のとおりとする。
 - (1) 健康教育及び健康相談については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。なお、定期健康相談については、小川町の例によるものとする。
 - (2) 健康診査（検診）事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。
 - (3) 事業所検診については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、町の一部負担は合併時に廃止するものとする。
 - (4) 腹部超音波検査については、合併時に廃止するものとする。
 - (5) 機能訓練事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。
- 3．歯科保健事業については、次のとおりとする。
 - (1) 幼児フッ素塗布事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - (2) 歯周疾患検診については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。
- 4．予防接種事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、自己負担は小川町の例によるものとする。なお、実施方法は合併時までに調整するものとする。
- 5．結核予防事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 6．健康福祉まつりについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。
- 7．在宅当番医制については、合併時までに調整するものとする。

平成 16 年 12 月 16 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎 和郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 保健福祉 分科会名 保健

協議事項	25 各種事務事業の取扱い	関連項目	25 - 6 保健予防事業
調整の方針	<p>1. 母子保健事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 母子保健計画については、合併後、速やかに策定するものとする。</p> <p>(2) 乳幼児健康診査（相談）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、事業内容は合併時まで調整するものとする。</p> <p>(3) 乳幼児健康診査精密検査、妊産婦医療費助成及び妊婦超音波検査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(4) 妊産婦健康診査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、妊婦一般健康診査受診票の交付回数は妊娠前期2回、妊娠後期2回とするものとする。</p> <p>(5) 育児等健康支援事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例によるものとする。</p> <p>2. 老人保健事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 健康教育及び健康相談については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。なお、定期健康相談については、小川町の例によるものとする。</p> <p>(2) 健康診査（検診）事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。</p> <p>(3) 事業所検診については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、町の一部負担は合併時に廃止するものとする。</p> <p>(4) 腹部超音波検査については、合併時に廃止するものとする。</p> <p>(5) 機能訓練事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p> <p>3. 歯科保健事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 幼児フッ素塗布事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 歯周疾患検診については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。</p> <p>4. 予防接種事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、自己負担は小川町の例によるものとする。なお、実施方法は合併時まで調整するものとする。</p> <p>5. 結核予防事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6. 健康福祉まつりについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p> <p>7. 在宅当番医制については、合併時まで調整するものとする。</p>		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
母子保健事業	<p>1. 目的 母子保健をめぐる環境の変化に対応するため、国の「健やか親子21」の視点を踏まえ、平成9年度に策定した母子保健計画を平成13年度に見直し、事業を実施している。</p> <p>2. 内容 (1) 計画策定年度 平成13年度 (2) 計画期間 平成14～18年度</p>	<p>1. 目的 母子保健をめぐる環境の変化に対応するため、国の「健やか親子21」の視点を踏まえ、平成9年度に策定した母子保健計画を平成13年度に見直し、事業を実施している。</p> <p>2. 内容 (1) 計画策定年度 平成13年度 (2) 計画期間 平成14～18年度</p>	合併後、速やかに策定するものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
乳幼児健康診 査（相談）	【4ヶ月児健康診査】 1. 対象者 生後4ヶ月児 2. 内 容 問診、身体計測、発達確認、内科診察、個別指導 3. 実施回数 毎月1回（年12回） （8ヶ月児健康診査と同日実施）	【3・4ヶ月児健康診査（健康相談）】 1. 対象者 生後3、4ヶ月児 2. 内 容 問診、身体計測、内科検診、集団指導、個別指導 3. 実施回数 隔月1回（年6回）	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、事業内容は合併時までには調整するものとする。
	【8ヶ月児健康診査】 1. 対象者 生後8ヶ月児 2. 内 容 問診、身体計測、発達確認、内科診察、個別指導 3. 実施回数 毎月1回（年12回） （4ヶ月児健康診査と同日実施）	【7・8ヶ月児健康相談】 1. 対象児 生後7,8ヶ月児 2. 内 容 問診、身体計測、離乳食指導、個別指導、発達確認、集団指導 3. 実施回数 隔月1回（年6回）	
	【1歳・1歳1ヶ月児健康相談】 1. 対象児 1歳、1歳1ヶ月児 2. 内 容 身体計測、栄養集団指導、歯科指導（集団個別）、保健指導 3. 実施回数 隔月1回（年6回）	【1歳児健康相談】 1. 対象児 1歳～1歳3ヶ月児 2. 内 容 身体計測、離乳食指導、個別指導、発達確認、集団指導 3. 実施回数 3ヶ月に1回（年4回） （1歳6ヶ月児健診と同日実施）	
	【1歳6ヶ月児健康診査】 1. 対象者 1歳6ヶ月、1歳7ヶ月児 2. 内 容 問診、身体計測、内科・歯科診察、歯科個別指導、個別指導 3. 実施回数 隔月1回（年6回）	【1歳6ヶ月児健康診査】 1. 対象者 1歳6ヶ月～1歳8ヶ月児 2. 内 容 問診、身体計測、内科・歯科診察、尿検査、歯科指導、個別指導 3. 実施回数 3ヶ月に1回（年4回） （1歳児健康相談と同日実施）	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
母子保健事業	<p>【2歳児健康相談】</p> <p>1. 対象児 2歳、2歳1ヶ月児</p> <p>2. 内 容 身体計測、栄養集団指導、歯科指導（集団・個別）、保健指導</p> <p>3. 実施回数 隔月1回（年6回）</p>	<p>【2歳児健康診査】</p> <p>1. 対象者 2歳～2歳3ヶ月児</p> <p>2. 内 容 問診、身体計測、内科・歯科診察、歯科指導、個別指導</p> <p>3. 実施回数 3ヶ月に1回（年4回）</p>	
	<p>【3歳児健康診査】</p> <p>1. 対象者 3歳、3歳1ヶ月児</p> <p>2. 内 容 問診、身体計測、内科・歯科診察、個別歯科指導、個別指導、尿検査</p> <p>3. 実施回数 隔月1回（年6回）</p>	<p>【3歳児健康診査】</p> <p>1. 対象者 3歳、3歳1ヶ月児</p> <p>2. 内 容 問診、身体計測、内科・歯科診察、尿検査、個別指導、歯科個別指導</p> <p>3. 実施回数 3ヶ月に1回（年4回）</p>	
	乳幼児健康診査精密健康診査	<p>1. 対象者 乳幼児健康診査において精密検査が必要と医師が認めた者</p> <p>2. 内 容 (1)対象者が、医療機関で速やかに受診できるよう精密健康診査受診票を交付 (2)指定医療機関はなし (3)受診費用は町が助成</p>	
妊産婦健康診査	<p>1. 目 的 早産流産、妊娠中毒症、未熟児の防止など妊婦の保健管理の向上を図る。</p> <p>2. 対 象 町内在住の妊婦</p> <p>3. 内 容 母子手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票（妊娠前期2回・妊娠後期2回）を併せて交付</p> <p>4. 委託先 (1)県内の医療機関（産婦人科） (2)県外の医療機関は個別に委託</p>	<p>1. 目 的 早産流産、妊娠中毒症、未熟児の防止など妊婦の保健管理の向上を図る。</p> <p>2. 対 象 町内在住の妊婦</p> <p>3. 内 容 母子手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票（妊娠前期1回・妊娠後期1回）を併せて交付</p> <p>4. 委託先 (1)県内の医療機関（産婦人科） (2)県外の医療機関は個別に委託</p>	現行のとおりに新町に引き継ぐものとする。なお、妊婦一般健康診査受診票の交付回数は妊娠前期2回、妊娠後期2回とするものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
妊産婦医療費助成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 妊産婦に対し、医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と受療を促進し、もって母子保健の向上を図る。 2. 対象者 町内在住の妊産婦 3. 内容 妊娠届の受理した月の初日から出産した翌月までの妊産婦の医療費の保険給付において、一部負担金等を支払った場合に、当該支払額（附加給付等があるときは、その額を控除した額）を助成する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 妊産婦に対し、医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と受療を促進し、もって母子保健の向上を図る。 2. 対象者 町内在住の妊産婦 3. 内容 妊娠届の受理した月の初日から出産した翌月までの妊産婦の医療費の保険給付において、一部負担金等を支払った場合に、当該支払額（附加給付等があるときは、その額を控除した額）を助成する。 	2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
妊婦超音波検査	<ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 妊娠異常の早期発見と胎児の健康管理を図り、母子の健全な発達・発育を促す。 2. 対象 町内在住で出産予定日に年齢が35歳以上の妊婦 3. 内容 妊婦健康診査(後期)の際に、超音波検査を実施し、その料金の5,500円までを町が負担する。 4. 委託先 (1)県内の医療機関(産婦人科) (2)県外の医療機関は個別に委託 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 妊娠異常の早期発見と胎児の健康管理を図り、母子の健全な発達・発育を促す。 2. 対象 町内在住で出産予定日に年齢が35歳以上の妊婦 3. 内容 妊婦健康診査(後期)の際に、超音波検査を実施し、その料金の5,500円までを町が負担する。 4. 委託先 (1)県内の医療機関(産婦人科) (2)県外の医療機関は個別に委託 	2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
育児等健康支援事業	<p>【おかあさん塾】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者 子育て担当者と子ども 2. 実施回数 毎月1回 3. 実施内容 リズム遊びや野外活動、季節の行事、救急法の講話、おもちゃづくりなど <p>【ひよこくらぶ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者 子育て担当者と子ども 2. 実施回数 毎週1回(火曜日) 3. 実施内容 交流の場の提供 育児相談 <p>【笑顔たくさん講座】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者 妊婦と夫及び子育て中の親 2. 実施回数 年2回(生涯学習課と共催) 3. 実施内容 助産師による講話とタッチケアの実技など 	該当なし	合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例によるものとする。

事務事業名	現況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
健康教育	<p>【集団指導】 MINASE（みなせ）倶楽部</p> <p>1. 対象者 (1)生活習慣病検診受診者で40～59歳までの者</p> <p>2. 内容 (1)実施内容 血液検査・運動負荷テスト・体力測定 個別に保健・栄養・運動指導 運動（エアロビクス）の実技・リラクゼーション体験 効果判定</p> <p>(2)実施回数 1回/週9回コース（1～2回）</p> <p>(3)従事者 保健師 栄養士 健康運動指導士 マッサージ師</p> <p>(4)定員 30名 (5)自己負担 1,500円 (6)実施方法 栃木県健康倶楽部に委託</p>	<p>【集団指導】 いきいき健康教室</p> <p>1. 対象者 (1)集団健診で血糖値の「要指導者」「要医療者」 (2)集団検診で糖尿病の家族歴のある者</p> <p>2. 内容 (1)実施内容 講話・運動指導・栄養指導 (2)実施回数 1コース（6回） (3)従事者 医師（結果説明会の講話を利用） 健康運動指導士 栄養士 保健師</p> <p>(4)定員 20人 (5)自己負担 無料</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、翌年度から事業内容は、自己負担の有無も含めて統一するものとする。</p>
	<p>【個別指導】 集団指導の中で個別指導も合わせて実施</p>	<p>【個別指導】 個別健康教育（いきいき教室と合わせて実施）</p> <p>1. 対象者 (1)集団健診で血糖値の「要指導者」「要医療者」 (2)集団検診で糖尿病の家族歴のある者</p> <p>2. 内容 (1)実施内容 生活食事聞き取り調査・血液検査・身体測定・個別指導（栄養・運動・生活）・食事記録分析講話・運動指導・栄養指導</p> <p>(2)実施回数 1コース（4回） (3)従事者 健康運動指導士 管理栄養士 保健師</p> <p>(4)募集数 20人</p>	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
老人保健事業	<p>【定期健康相談】 一般住民は該当なし</p> <p>医療受給者証の交付者を対象に交付時健康相談を実施していたが、医療受給者証の交付対象者が平成14年10月から75歳になったことから平成19年9月まで実施予定はない。</p>	<p>【定期健康相談】 定期健康相談</p> <p>1. 対象者 (1)一般住民</p> <p>2. 内容 (1) 血圧測定・身体計測・個別相談</p> <p>3. 実施回数 月1回(12回/年) 毎月第2水曜日</p>	<p>小川町の例によるものとする。</p> <p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、翌年度から事業内容は統一するものとする。</p>
	<p>【病態別栄養相談】</p> <p>1. 目的 栄養指導を行うことで食生活の改善を図り、健康的な生活が送れるように支援する。</p> <p>2. 対象者 (1)主治医からの紹介のあった者 (2)糖尿病、心臓病、腎臓病、高脂血症、高血圧症、肥満、脂肪肝、高尿酸血症など3つ以上有している者</p> <p>3. 内容 (1)主治医の指示に従った栄養指導</p> <p>4. 実施回数 3回/年</p>	<p>【栄養指導】</p> <p>1. 目的 栄養指導を行うことで食生活の改善を図り、健康的な生活が送れるように支援する。</p> <p>2. 対象者 (1)医師より紹介のあった者 (2)基本健診で異常のあった者 (3)希望する者</p> <p>3. 内容 (1)健康管理センターでの個別面接指導 (2)保健師と在宅栄養士が訪問による指導を実施。(随時)</p> <p>4. 実施回数 5日/年</p>	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
老人保健事業 基本健康診査	<p>【基本健康診査】 〔集団健診〕</p> <p>1. 対象者 40歳以上で、医療保険各法により保健事業相当のサービスを受けることができない者</p> <p>2. 内容 (1)健診項目 身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図、眼底検査 (2)実施方法 時 期 7月～3月 回 数 18回 委託先 ・ 栃木県保健衛生事業団 ・ 栃木県厚生農業協同組合連合会</p> <p>(3)自己負担 40歳以上70歳未満 1,300円 70歳以上 無 料</p>	<p>【基本健康診査】 〔集団健診〕</p> <p>1. 対象者 40歳以上で、医療保険各法により保健事業相当のサービスを受けることができない者</p> <p>2. 内容 (1)健診項目 身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図、眼底検査 (2)実施方法 時 期 4月～11月 回 数 13回 委託先 ・ 栃木県保健衛生事業団 ・ 宇都宮東病院 ・ 栃木県厚生農業協同組合連合会</p> <p>(3)自己負担 無料</p>	<p>集団健診については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、翌年度から自己負担は無料とするものとする。</p> <p>施設健診については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例を基本とし、調整するものとする。</p>
	<p>〔施設健診〕</p> <p>1. 対象者 70歳以上で、医療保険各法により保健事業相当のサービスを受けることができない者</p> <p>2. 内容 (1)健診項目 身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査 ただし、医師の判断で選択実施項目あり (2)実施方法 時 期 9月～12月 場 所 町内4医療機関 委託先 町医師団 (3)自己負担 無 料</p>	<p>〔施設健診〕 該当なし</p>	

事務事業名	現況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
老人保健事業	<p>肝炎ウイルス検診</p> <p>【肝炎ウイルス検診】</p> <p>1. 対象者</p> <p>(1)40歳から70歳までで5歳刻みの節目にあたる者</p> <p>(2)上記以外で下記に該当する者 肝機能検査でGPT値要指導者 過去に広範な外科手術を受けた者 出産時に多量の出血があった者</p> <p>2. 内容</p> <p>(1)検診項目 B型肝炎、C型肝炎 (血液検査)</p> <p>(2)実施方法 基本健康診査と同時実施</p> <p>(3)自己負担 B・C型肝炎 800円 B型肝炎検査 200円 C型肝炎検査 700円 70歳は無料</p>	<p>肝炎ウイルス検診</p> <p>【肝炎ウイルス検診】</p> <p>1. 対象者</p> <p>(1)40歳から70歳までで5歳刻みの節目にあたる者</p> <p>(2)上記以外で下記に該当する者 肝機能検査でGPT値要指導者 過去に広範な外科手術を受けた者 出産時に多量の出血があった者</p> <p>2. 内容</p> <p>(1)検診項目 B型肝炎、C型肝炎 (血液検査)</p> <p>(2)実施方法 上記(1)の対象者は基本健康診査と同時に実施</p> <p>(3)自己負担 無料</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、翌年度から自己負担は無料とするものとする。</p>
	<p>がん検診</p> <p>【胃がん検診】</p> <p>1. 対象者 40歳以上の者</p> <p>2. 内容</p> <p>(1)検診項目 胃がん(胃透視)</p> <p>(2)実施方法 基本健康診査と同時実施</p> <p>(3)自己負担 1,000円 70歳以上は無料</p>	<p>胃がん検診</p> <p>【胃がん検診】</p> <p>1. 対象者 40歳以上の者</p> <p>2. 内容</p> <p>(1)検診項目 胃がん(胃透視)</p> <p>(2)実施方法 基本健康診査と同時実施</p> <p>(3)自己負担 無料</p>	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
老人保健事業	<p>【肺がん検診】</p> <p>1. 対象者 40歳以上の者</p> <p>2. 内 容</p> <p>(1) 検診項目 肺がん（胸部間接撮影）（喀痰検査）</p> <p>(2) 実施方法 基本健康診査と同時実施</p> <p>(3) 自己負担 胸部間接撮影 100円 胸部間接撮影と喀痰検査 900円 70歳以上は無料</p>	<p>【肺がん検診】</p> <p>1. 対象者 40歳以上の者</p> <p>2. 内 容</p> <p>(1) 検診項目 肺がん（胸部間接撮影）（喀痰検査）</p> <p>(2) 実施方法 基本健康診査と同時実施</p> <p>(3) 自己負担 無料</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、翌年度から自己負担は無料とするものとする。</p>
	<p>【大腸がん検診】</p> <p>1. 対象者 40歳以上の者</p> <p>2. 内 容</p> <p>(1) 検診項目 大腸がん（便潜血反応検査）</p> <p>(2) 実施方法 基本健康診査と同時実施</p> <p>(3) 自己負担 600円 70歳以上は無料</p>	<p>【大腸がん検診】</p> <p>1. 対象者 40歳以上の者</p> <p>2. 内 容</p> <p>(1) 検診項目 大腸がん（便潜血反応検査）</p> <p>(2) 実施方法 基本健康診査と同時実施</p> <p>(3) 自己負担 無料</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、翌年度から自己負担は無料とするものとする。</p>
	<p>【前立腺がん検診】</p> <p>1. 対象者 55歳以上の男性</p> <p>2. 内 容</p> <p>(1) 検診項目 前立腺がん（血液検査）</p> <p>(2) 実施方法 基本健康診査と同時実施</p> <p>(3) 自己負担 400円 70歳以上は無料</p>	<p>【前立腺がん検診】 該当なし</p>	<p>合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例によるものとする。ただし、自己負担は無料とするものとする。</p>

事務事業名	現況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
老人保健事業	<p>【子宮がん検診】 〔集団検診〕</p> <p>1. 対象者 30歳以上の女性</p> <p>2. 内容 (1) 検診項目 頸部がん検診 (2) 実施方法 時 期 8月～12月 回 数 4回 ・子宮がん乳がん実施 4回 委託先 ・栃木県保健衛生事業団 (3) 自己負担 700円 70歳以上は無料</p> <p>〔施設検診〕</p> <p>1. 対象者 30歳以上の女性</p> <p>2. 内容 (1) 検診項目 頸部がん検診 頸部・体部がん検診 (2) 実施方法 時 期 年間（休診日を除く） 委託先 烏山町の産婦人科医院 (3) 自己負担 頸部がん検診 1,800円 頸部・体部がん検診 2,600円 70歳以上は無料</p>	<p>【子宮がん検診】 〔集団検診〕</p> <p>1. 対象者 30歳以上の女性</p> <p>2. 内容 (1) 検診項目 頸部がん検診 (2) 実施方法 時 期 4月～11月 回 数 13回 ・基本検診や他のがん検診と同時に実施 委託先 ・栃木県保健衛生事業団 ・宇都宮東病院 ・栃木県農村健康管理センター (3) 自己負担 無料</p> <p>〔施設検診〕</p> <p>1. 対象者 30歳以上の女性</p> <p>2. 内容 (1) 検診項目 頸部がん検診 頸部・体部がん検診 (2) 実施方法 時 期 年間（休診日を除く） 委託先 烏山町の産婦人科医院 (3) 自己負担 頸部がん検診 1,800円 頸部・体部がん検診 2,600円 70歳以上は無料</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、翌年度から集団検診の自己負担は無料とするものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
老人保健事業	<p>【乳がん検診】 〔集団検診〕 1. 対象者 30歳以上の女性 2. 内容 (1) 検診項目 超音波検診・マンモグラフィー (2) 実施方法 子宮がん検診と同時実施 (3) 自己負担 700円 70歳以上は無料</p> <p>〔施設検診〕 1. 対象者 30歳以上の女性 2. 内容 (1) 検診項目 視触診 (2) 実施方法 時 期 年間（休診日を除く） 委託先 烏山町の産婦人科医院 (3) 自己負担 800円 70歳以上は無料</p>	<p>【乳がん検診】 〔集団検診〕 1. 対象者 30歳以上の女性 2. 内容 (1) 検診項目 「総合検診女性の日」の50歳以上は超音波検診・マンモグラフィー 上記以外は触診・超音波検診 (2) 実施方法 子宮がん検診と同時実施 (3) 自己負担 無料</p> <p>〔施設検診〕 1. 対象者 30歳以上の女性 2. 内容 (1) 検診項目 視触診 (2) 実施方法 時 期 年間（休診日を除く） 委託先 烏山町の産婦人科医院 (3) 自己負担 800円 70歳以上は無料</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、翌年度から集団検診の検査項目は超音波検診及びマンモグラフィーとし、自己負担は無料とするものとする。</p>
	骨粗しょう症検診	<p>【骨粗しょう症検診】 1. 対象者 30歳から70歳までで5歳刻みの節目にあたる女性 2. 内容 (1) 検診項目 DAX法（X線測定） (2) 実施方法 基本検診や他のがん検診と同時（女性の日）に実施 3回 (3) 自己負担 無料</p>	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
若年層健診	<p>【元気アップ検診】</p> <p>1. 目的 若年層からの生活習慣病予防の意識づけと教育を行い、自らの健康管理を定着させ、疾病の早期発見・治療を行う。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1)対象者 老人保健法に該当しない20歳～39歳の国民健康保険加入者並びに社会保険の扶養になっている者</p> <p>(2)検診項目 老人保健法に準ずる項目</p> <p>(3)自己負担 老人保健法に準ずる自己負担額</p> <p>(4)委託先 ・栃木県厚生農業協同組合 ・栃木県農村健康管理センター</p>	<p>【総合健診】</p> <p>1. 目的 若年層からの生活習慣病予防の意識づけと教育を行い、自らの健康管理を定着させ、疾病の早期発見・治療を行う。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1)対象者 19歳～39歳までの者</p> <p>(2)検診項目 老人保健法に準ずる項目</p> <p>(3)自己負担 無料</p> <p>(4)委託先 ・栃木県保健衛生事業団 ・宇都宮東病院 ・栃木県農村健康管理センター</p>	<p>合併年度は現行のとおりとし、翌年度から対象者は20歳から39歳までの者とし、自己負担は無料とするものとする。</p>
老人保健事業 事業所検診	<p>【リフレッシュ検診】</p> <p>1. 目的 働き盛りの健康管理を推進し、生活習慣病予防と疾病の早期発見・治療を行う。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1)対象者 町内の事業所に勤務している者</p> <p>(2)検診項目 老人保健法に準ずる項目</p> <p>(3)費用負担 事業主負担（基本健診には町が一部負担）</p> <p>(4)体制 町商工会と連携・協力</p> <p>(5)委託先 ・栃木県厚生農業協同組合 ・栃木県農村健康管理センター</p>	該当なし	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、町の一部負担は合併時に廃止するものとする。</p>
その他の検診	該当なし	<p>【腹部超音波検査】</p> <p>1. 目的 老人保健法による総合健診内容では発見が困難な病気を早期発見し、早期治療へと結びつける。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1)対象者 30歳以上の者</p> <p>(2)検診項目 超音波検査（肝臓・胆のう・膵臓・腎臓・脾臓）</p> <p>(3)自己負担 無料</p> <p>(4)委託先 宇都宮東病院</p>	<p>合併時に廃止するものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
機能訓練事業	該当なし	<p>1. 目的 40歳以上で疾病、老化などにより、心身の機能の低下している人に対して、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、閉じこもりを防止するとともに日常生活の自立を助け、介護を要する状態となることを予防する。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1)対象者 日常生活において機能的に支障を感じる者。 機能低下のおそれのある者。</p> <p>(2)場 所 総合福祉センター (すこやか共生館)</p> <p>(3)実施回数 24回/年(毎月第2、第4木曜日)</p> <p>(4)実施内容 血圧測定 体操(ストレッチ) ボーリング、輪投げ、風船バレー等 ゲーム等 作業(折り紙、七夕飾り作成、習字等の手作業、畑作業等を週替わりで実施。 年2回(春・秋)野外訓練 年1回湯津上村との交流会</p> <p>(5)従事者 作業療法士 1名(第2木曜日のみ) 保健師 1~2名 看護師 1名 訓練内容によってホームヘルパー1名 ボランティア数名</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
定期接種（一類疾病） 予防接種事業	<p>1. 目的 予防接種をして公衆衛生の向上・健康な生活を保持すると共に、接種率を高め、感染症の流行をおさえる。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1)三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風） 対象年齢 生後3～90ヶ月未満 実施方法 集団接種（同日に3.4種類を実施）</p> <p>(2)ポリオ 対象年齢 生後3～90ヶ月未満 実施方法 集団接種（同日に3.4種類を実施）</p> <p>(3)麻疹 対象年齢 生後12～90ヶ月未満 実施方法 個別接種(医療機関委託)</p> <p>(4)風疹 対象年齢 生後12～90ヶ月未満 実施方法 集団接種（同日に3.4種類を実施）</p> <p>(5)日本脳炎 期 対象年齢 生後6～90ヶ月未満 実施方法 集団接種（同日に3.4種類を実施）</p> <p>(6)日本脳炎 期 対象年齢 小学校4年生 実施方法 集団接種（各小学校）</p> <p>(7)日本脳炎 期 対象年齢 中学校3年生 実施方法 集団接種（各中学校）</p> <p>(8)二種混合（ジフテリア・破傷風） 対象年齢 小学校6年生 実施方法 集団接種（各小学校）</p> <p>3. 自己負担 (1)麻疹以外の予防接種は自己負担なし (2)麻疹は町補助3,000円を超えた分</p>	<p>1. 目的 予防接種をして公衆衛生の向上・健康な生活を保持すると共に、接種率を高め、感染症の流行をおさえる。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1)三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風） 対象年齢 生後3～90ヶ月未満 実施方法 集団接種（同日に1種類のみ実施）</p> <p>(2)ポリオ 対象年齢 生後3～90ヶ月未満 実施方法 集団接種（同日に1種類のみ実施）</p> <p>(3)麻疹 対象年齢 生後12～90ヶ月未満 実施方法 個別接種(医療機関委託)</p> <p>(4)風疹 対象年齢 生後12～90ヶ月未満 実施方法 集団接種（同日に1種類のみ実施）</p> <p>(5)日本脳炎 期 対象年齢 生後6～90ヶ月未満 実施方法 集団接種（同日に1種類のみ実施）</p> <p>(6)日本脳炎 期 対象年齢 小学校4年生 実施方法 集団接種（各小学校）</p> <p>(7)日本脳炎 期 対象年齢 中学校3年生 実施方法 集団接種（各中学校）</p> <p>(8)二種混合（ジフテリア・破傷風） 対象年齢 小学校6年生 実施方法 集団接種（各小学校）</p> <p>3. 自己負担 (1)麻疹以外の予防接種は自己負担なし (2)麻疹は町補助6,000円を超えた分</p>	<p>予防接種事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、自己負担は小川町の例によるものとする。なお、実施方法は、合併時まで調整するものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
予防接種事業 定期接種（二類疾病）	<p>1. 内 容 インフルエンザ</p> <p>対象年齢 65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の特定内臓疾患に障害を有する者</p> <p>実施方法 個別接種(医療機関委託)</p> <p>自己負担 町補助3,500円を超えた分</p>	<p>1. 内 容 インフルエンザ</p> <p>対象年齢 65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の特定内臓疾患に障害を有する者</p> <p>実施方法 個別接種(医療機関委託)</p> <p>自己負担 町補助3,500円を超えた分</p>	
結核予防事業	<p>1. 内 容 ツベルクリン反応、BCG</p> <p>対象年齢 生後3ヶ月～4歳未満</p> <p>実施方法 集団接種</p> <p>自己負担 無料</p>	<p>1. 内 容 ツベルクリン反応、BCG</p> <p>対象年齢 生後3ヶ月～4歳未満</p> <p>実施方法 集団接種</p> <p>自己負担 無料</p>	2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
結核予防事業 結核検診	<p>1. 目 的 結核の早期発見、早期治療、蔓延防止を目的とする。</p> <p>2. 対象者 18歳以上で事業所や学校等で結核健康診断を受けられない者</p> <p>3. 内 容 X線間接撮影</p> <p>4. 実施方法 検診車巡回によるX線間接撮影</p> <p>5. 委託先 栃木県保健衛生事業団</p> <p>6. 自己負担 無料</p>	<p>1. 目 的 結核の早期発見、早期治療、蔓延防止を目的とする。</p> <p>2. 対象者 18歳以上で事業所や学校等で結核健康診断を受けられない者</p> <p>3. 内 容 X線間接撮影</p> <p>4. 実施方法 検診車巡回によるX線間接撮影</p> <p>5. 委託先 栃木県保健衛生事業団</p> <p>6. 自己負担 無料</p>	2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
健康福祉まつり 健康づくり推進事業	<p>【健康福祉まつり】</p> <p>1. 目的 高齢化社会を迎え、「健康と福祉」について、その意識の高揚を図り、町民一人ひとりが参加できるイベントを開催する。</p> <p>2. 内容 (1)テーマ 「健康のよこび・広がる福祉」 (2)実施内容 講演会 総合相談 団体活動PR 介護等体験 シルバー展 健康寸劇など (3)実施主体 健康福祉まつり実行委員会</p>	該当なし	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p>
在宅当番医制	<p>1. 目的 休祭日の医療体制を整え、住民がいつでも医療サービスを受けられる体制を整備することで住民の健康増進に資する。</p> <p>2. 内容 平成4年度より町医師団と協定書を交わし、当番制で診療を行っている。</p>	<p>1. 目的 休祭日の医療体制を整え、住民がいつでも医療サービスを受けられる体制を整備することで住民の健康増進に資する。</p> <p>2. 内容 小川町医師団に委託し、休祭日に当番制で診療を行う。</p>	<p>合併時まで調整するものとする。</p>

協議第30号

障害者福祉事業について（協定項目25-7）

障害者福祉事業について、次のとおり提案する。

- 1．障害者福祉計画については、合併後、速やかに策定するものとする。
- 2．特定疾患福祉手当等については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。
- 3．国又は県が定める制度に基づき実施しているものについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4．障害者福祉作業所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

平成16年12月16日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 保健福祉

分科会名 社会福祉
保健

協議事項	25 各種事務事業の取扱い	25 - 7 障害者福祉事業
調整の方針	<p>1. 障害者福祉計画については、合併後、速やかに策定するものとする。</p> <p>2. 特定疾患福祉手当等については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。</p> <p>3. 国又は県が定める制度に基づき実施しているものについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4. 障害者福祉作業所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
障害者福祉計画	未策定	<p>1. 目的 障害者が社会を構成する一員として地域の中でともに生活できる社会づくりを推進する。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 平成16年3月策定 (計画期間 平成16年度～平成20年度 5年間)</p> <p>(2) 基本理念 「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」</p> <p>(3) 基本目標 早期発見、早期療育体制の整備 適性就学の推進 福祉的就労の場の整備促進 福祉サービスの充実 住み良いまちづくりの推進 交流・ふれあいの促進 ひとづくり スポーツ・レクリエーション活動の促進</p>	合併後、速やかに策定するものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
特定疾患福祉手当等	<p>特定疾患患者見舞金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受給資格 馬頭町に住所を有し、栃木県知事より特定疾患（疾病の原因が不明であって、治療方法が確立していない難病に罹患した者）の認定を受けている者又はその本人が20歳未満の場合は保護者 2. 見舞金額 月額 5,000円 3. 支給時期 3・9月に当該月までの分をまとめて支給。 4. 公費負担割合 全額町負担 	<p>特定疾患福祉手当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受給資格 小川町に住所を有し、栃木県知事より特定疾患（疾病の原因が不明であって、治療方法が確立していない難病に罹患した者）の認定を受けている者又はその本人が20歳未満の場合は保護者 2. 手当額 月額 5,000円 3. 支給時期 3月に当該月までの分をまとめて支給。 4. 公費負担割合 全額町負担 	<p>合併年度は現行のとおりとし、翌年度から特定疾患患者見舞金を3月、9月に支給するものとする。</p>
身体障害者補装具の交付及び修理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 身体障害児及び身体障害者の日常生活あるいは職場での能力向上をはかり、将来の生活に適應する環境をつくることを目的とする。 2. 内容 身体障害児及び身体障害者に対する補装具の交付とその修理 (1) 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者 (2) 補装具種目 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字機、補聴器、人工喉頭、車椅子、電動車椅子、歩行器、頭部保護帽、尿管器、ストマ用装具、歩行補助つえ等 (3) 費用負担 身体障害児 申請者と生計を一にする者の所得税額の合計を算出し、徴収基準階層（全23階層）により自己負担額を決定 身体障害者 申請者と生計を一にする者のうち、民法上の扶養義務者すべてと本人の所得税額の合計を算出し、徴収基準階層（全23階層）により自己負担額を決定 (4) 公費負担割合 国庫負担 1/2 県負担 1/4 (5) 町単独補助 自己負担分を補助 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 身体障害児及び身体障害者の日常生活あるいは職場での能力向上をはかり、将来の生活に適應する環境をつくることを目的とする。 2. 内容 身体障害児及び身体障害者に対する補装具の交付とその修理 (1) 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者 (2) 補装具種目 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字機、補聴器、人工喉頭、車椅子、電動車椅子、歩行器、頭部保護帽、尿管器、ストマ用装具、歩行補助つえ等 (3) 費用負担 身体障害児 申請者と生計を一にする者の所得税額の合計を算出し、徴収基準階層（全23階層）により自己負担額を決定 身体障害者 申請者と生計を一にする者のうち、民法上の扶養義務者すべてと本人の所得税額の合計を算出し、徴収基準階層（全23階層）により自己負担額を決定 (4) 公費負担割合 国庫負担 1/2 県負担 1/4 (5) 町単独補助 自己負担分を補助 	<p>2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
重度障害児・者日常生活用具給付等事業	<p>1. 目的 在宅の重度障害児・者に対し、浴槽、特殊寝台などの日常生活用具を給付又は貸与することにより、障害者の日常生活の便宜を図り、福祉の向上に寄与する。</p> <p>2. 内容 日常生活用具の給付又は貸与</p> <p>(1) 対象者 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者（障害の種類、等級などにより該当しない場合がある。）</p> <p>(2) 利用者負担 世帯の所得階層区分に応じた自己負担</p> <p>(3) 公費負担割合 県負担 3 / 4 町負担 1 / 4</p>	<p>1. 目的 在宅の重度障害児・者に対し、浴槽、特殊寝台などの日常生活用具を給付又は貸与することにより、障害者の日常生活の便宜を図り、福祉の向上に寄与する。</p> <p>2. 内容 日常生活用具の給付又は貸与</p> <p>(1) 対象者 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者（障害の種類、等級などにより該当しない場合がある。）</p> <p>(2) 利用者負担 世帯の所得階層区分に応じた自己負担</p> <p>(3) 公費負担割合 県負担 3 / 4 町負担 1 / 4</p>	2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
重度身体障害者住宅改造費助成事業	<p>1. 内容 重度の身体障害者が在宅で生活しやすくするため、住宅の一部（玄関、台所、浴室、便所、廊下等）を改造する場合に、改造費用及び福祉機器の購入費の一部の助成</p> <p>(1) 助成対象者 次の全ての要件を満たしている者 1級・2級に該当する両下肢又は体幹の障害を有している者、あるいは半身障害で1級・2級に該当し、かつ、下肢の障害程度が3級の者 補装具又は日常生活用具を使用している者 重度身体障害者の属する世帯の前年分所得税額が32,400円以下、又は生計中心者の所得税が非課税であること</p> <p>(2) 助成額 改造費用（1,200,000円を限度）の3 / 4（900,000円を限度）を助成 （介護保険制度又は日常生活用具における住宅改修を併せて行う場合には調整あり。）</p> <p>(3) 費用負担 改造費用の1 / 4を自己負担</p> <p>(4) 公費負担割合 県負担 3 / 4 町負担 1 / 4</p>	<p>1. 内容 重度の身体障害者が在宅で生活しやすくするため、住宅の一部（玄関、台所、浴室、便所、廊下等）を改造する場合に、改造費用及び福祉機器の購入費の一部の助成</p> <p>(1) 助成対象者 次の全ての要件を満たしている者 1級・2級に該当する両下肢又は体幹の障害を有している者、あるいは半身障害で1級・2級に該当し、かつ、下肢の障害程度が3級の者 補装具又は日常生活用具を使用している者 重度身体障害者の属する世帯の前年分所得税額が32,400円以下、又は生計中心者の所得税が非課税であること</p> <p>(2) 助成額 改造費用（1,200,000円を限度）の3 / 4（900,000円を限度）を助成 （介護保険制度又は日常生活用具における住宅改修を併せて行う場合には調整あり。）</p> <p>(3) 費用負担 改造費用の1 / 4を自己負担</p> <p>(4) 公費負担割合 県負担 3 / 4 町負担 1 / 4</p>	2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
更生医療給付事業	<p>1. 目的 更生医療とは、身体障害者に対して、医療を給付することによりその障害を除去又は軽減し、もって日常生活能力又は職業能力を回復し獲得させることを目的として行われる医療であり知事の定める指定医療機関において給付されている。</p> <p>2. 内容 更生医療の給付は指定医療機関での現物給付を原則としており、給付の種類は次のとおりとなっている。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤または治療材料の支給 (3) 医学的処理、手術及びその他の治療並びに施術 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (6) 移送</p> <p>3. 利用者負担 本人又は扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、課税状況に応じ費用の一部又は全部を自己負担負担</p> <p>4. 公費負担割合 国庫負担 1 / 2 県負担 1 / 4</p> <p>5. 町単独補助 自己負担分を補助</p>	<p>1. 目的 更生医療とは、身体障害者に対して、医療を給付することによりその障害を除去又は軽減し、もって日常生活能力又は職業能力を回復し獲得させることを目的として行われる医療であり知事の定める指定医療機関において給付されている。</p> <p>2. 内容 更生医療の給付は指定医療機関での現物給付を原則としており、給付の種類は次のとおりとなっている。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤または治療材料の支給 (3) 医学的処理、手術及びその他の治療並びに施術 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (6) 移送</p> <p>3. 利用者負担 本人又は扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、課税状況に応じ費用の一部又は全部を自己負担負担</p> <p>4. 公費負担割合 国庫負担 1 / 2 県負担 1 / 4</p> <p>5. 町単独補助 自己負担分を補助</p>	<p>2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
重度心身障害者医療費助成事業	<p>1. 内容 重度心身障害児者の健康を確保するため、心身に重度の障害のある方が病院等で診療を受けた時に支払う自己負担分を助成している。</p> <p>(1) 対象者 この給付は次のいずれかの項目に該当する者が適用となる。 身体障害の程度が1～2級の者 知的障害の程度が療育手帳A1・A2と判定された者又は知能指数が35以下の者 知的障害の程度が知能指数50以下の方であって、身体障害の程度が3～4級の障害を重複している者</p> <p>(2) 公費負担割合 県負担 1 / 2 町負担 1 / 2</p>	<p>1. 内容 重度心身障害児者の健康を確保するため、心身に重度の障害のある方が病院等で診療を受けた時に支払う自己負担分を助成している。</p> <p>(1) 対象者 この給付は次のいずれかの項目に該当する者が適用となる。 身体障害の程度が1～2級の者 知的障害の程度が療育手帳A1・A2と判定された者又は知能指数が35以下の者 知的障害の程度が知能指数50以下の方であって、身体障害の程度が3～4級の障害を重複している者</p> <p>(2) 公費負担割合 県負担 1 / 2 町負担 1 / 2</p>	<p>2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
知的障害者援 護施設入所者 医療給付事業	<p>1. 目的 入所者の健康保持、増進を図ることを目的とする。</p> <p>2. 内容 (1) 対象者 知的障害者援護施設入所者 (2) 給付内容 入所時に受診券を交付することにより、入所期間中の医療費自己負担金を免除する。 (3) 公費負担割合 国庫負担 1 / 2 県負担 1 / 4</p>	<p>1. 目的 入所者の健康保持、増進を図ることを目的とする。</p> <p>2. 内容 (1) 対象者 知的障害者援護施設入所者 (2) 給付内容 入所時に受診券を交付することにより、入所期間中の医療費自己負担金を免除する。 (3) 公費負担割合 国庫負担 1 / 2 県負担 1 / 4</p>	2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
身体・知的障 害者及び障害 児支援費制度	<p>1. 目的 社会福祉基礎構造改革の一つとして、これまでの行政がサービスの受け手を特定しサービスの内容を決定する「措置制度」から、障害者の自己決定を尊重し障害者自らがサービスを選択し契約することを目的に、平成15年度から「支援費制度」に移行した。</p> <p>2. 内容 (1) 対象となるサービス 身体障害者・知的障害者・児童居宅生活支援サービス ・ホームヘルプサービス ・デイサービス ・短期入所(ショートステイ) ・知的障害者地域生活援助(グループホーム) 身体障害者・知的障害者施設訓練等支援サービス ・更生施設(入所・通所) ・授産施設(入所・通所) ・身体障害者療護施設(入所・通所) ・知的障害者通勤寮 ・心身障害者福祉協会の設置する福祉施設</p> <p>3. 利用者負担 本人又は扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、課税状況に応じ費用の一部又は全部を自己負担</p> <p>4. 公費負担割合 国庫負担 1 / 2 県負担 1 / 4</p>	<p>1. 目的 社会福祉基礎構造改革の一つとして、これまでの行政がサービスの受け手を特定しサービスの内容を決定する「措置制度」から、障害者の自己決定を尊重し障害者自らがサービスを選択し契約することを目的に、平成15年度から「支援費制度」に移行した。</p> <p>2. 内容 (1) 対象となるサービス 身体障害者・知的障害者・児童居宅生活支援サービス ・ホームヘルプサービス ・デイサービス ・短期入所(ショートステイ) ・知的障害者地域生活援助(グループホーム) 身体障害者・知的障害者施設訓練等支援サービス ・更生施設(入所・通所) ・授産施設(入所・通所) ・身体障害者療護施設(入所・通所) ・知的障害者通勤寮 ・心身障害者福祉協会の設置する福祉施設</p> <p>3. 利用者負担 本人又は扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、課税状況に応じ費用の一部又は全部を自己負担</p> <p>4. 公費負担割合 国庫負担 1 / 2 県負担 1 / 4</p>	2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
障害者援護措置	<p>1. 内容</p> <p>平成15年4月より利用者の自己選択を尊重した支援費制度が施行されたのにあわせて、やむを得ない事由がある場合や職親制度を利用する場合のみ、障害者援護措置を行うこととなった。</p> <p>(1) 措置の対象となるサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援費制度と同一サービスの他に、職親制度がある。 ・事業者、施設への委託単価及び利用者負担は支援費制度に準じる。 <p>・職親制度</p> <p>就職に必要な素地を与え、雇用の促進と職場における定着性を高めるために、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者などが、一定期間、知的障害者を預かって、職業や日常生活に必要なことを指導する。</p>	<p>1. 内容</p> <p>平成15年4月より利用者の自己選択を尊重した支援費制度が施行されたのにあわせて、やむを得ない事由がある場合や職親制度を利用する場合のみ、障害者援護措置を行うこととなった。</p> <p>(1) 措置の対象となるサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援費制度と同一サービスの他に、職親制度がある。 ・事業者、施設への委託単価及び利用者負担は支援費制度に準じる。 <p>・職親制度</p> <p>就職に必要な素地を与え、雇用の促進と職場における定着性を高めるために、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者などが、一定期間、知的障害者を預かって、職業や日常生活に必要なことを指導する。</p>	2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
障害者相談支援事業	<p>1. 内容</p> <p>平成15年10月から県と4町で共同実施。身障、知的、精神などすべての障害者の相談に対応。県と4町で1/2ずつの費用負担で実施</p> <p>平成16年度は、社会福祉法人同愛会に委託</p>	<p>1. 内容</p> <p>平成15年10月から県と4町で共同実施。身障、知的、精神などすべての障害者の相談に対応。県と4町で1/2ずつの費用負担で実施</p> <p>平成16年度は、社会福祉法人同愛会に委託</p>	2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
精神障害者ショートステイ事業	<p>1. 目的</p> <p>精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった場合に、精神障害者生活訓練施設等に短期入所させ、もって、これらの居宅の精神障害者及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 町内在住の精神障害者</p> <p>(2) 利用期間 7日以内</p> <p>(3) 委託先 医療法人直志会 袋田病院 医療法人報徳会 宇都宮病院</p>	<p>1. 目的</p> <p>精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった場合に、精神障害者生活訓練施設等に短期入所させ、もって、これらの居宅の精神障害者及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 町内在住の精神障害者</p> <p>(2) 利用期間 7日以内</p> <p>(3) 委託先 医療法人大田原更生会</p>	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
精神障害者 ホームヘルプ サービス事業	<p>1. 目的 精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の清潔の保持等の介助、その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、もって精神障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 町内に在住する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者</p> <p>(2) 援助内容 家事に関すること 身体の介護に関すること 相談及び助言に関すること</p> <p>(3) 委託先 馬頭町社会福祉協議会</p>	<p>1. 目的 精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の清潔の保持等の介助、その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、もって精神障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 町内に在住する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者</p> <p>(2) 援助内容 家事に関すること 身体の介護に関すること 相談及び助言に関すること</p> <p>(3) 委託先 社会福祉法人 同愛会</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
精神障害者地 域生活援助事 業	<p>1. 目的 精神障害者グループホームでの生活を望む精神障害者に対し日常生活における援助等を行うことにより、精神障害者の自立生活を助長する。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 精神障害者であって次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 日常生活上の援助を受けないで生活することが可能でないか又は適当でない者であること。 一定程度の自活能力があり、数人で共同の生活を送るのに支障がない者であること。 日常生活を維持するに足る収入があること。</p> <p>(2) 委託先 医療法人 薫会 烏山台病院（グリーンホーム）</p>	<p>1. 目的 精神障害者グループホームでの生活を望む精神障害者に対し日常生活における援助等を行うことにより、精神障害者の自立生活を助長する。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 精神障害者であって次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 日常生活上の援助を受けないで生活することが可能でないか又は適当でない者であること。 一定程度の自活能力があり、数人で共同の生活を送るのに支障がない者であること。 日常生活を維持するに足る収入があること。</p> <p>(2) 委託先 医療法人 薫会 烏山台病院（グリーンホーム）</p>	<p>2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
障害者福祉作業所	<p>1. 名称 障害者福祉作業所（馬頭町「作業所ポニー」）</p> <p>2. 所在地 馬頭町大字馬頭560番地1</p> <p>3. 目的 就労することが困難な在宅の障害者のために、家から通って日常生活に必要な社会性の訓練や就業に就くための訓練をする。 ○事業の方針 作業所の作業を通して必要な訓練を行い更生を支援する。</p> <p>4. 概要 (1) 作業訓練 ・協力事業所の受注作業、農作業 (2) 自主製品の製造・製作（竹炭、木酢液、木工品） (3) 生活指導</p> <p>5. 内容 (1) 定員 9人 (2) 就業時間 9：00～16：00 (3) 入所期間 3年（短縮、延長有り） (4) 既存建物「馬頭町総合福祉センター」を利用 (5) 委託先 社会福祉法人馬頭町社会福祉協議会</p>	<p>1. 名称 障害者福祉作業所（うぐいす工房）</p> <p>2. 所在地 小川町大字小川1,065番地</p> <p>3. 目的 心身に障害があるため雇用されることの困難な障害者のために自宅から通所しての作業を通じ、日常生活に必要な社会性の習得や就労するための訓練をする。 ○事業の方針 作業所の作業を通して必要な訓練を行い更生を支援する。</p> <p>4. 概要 (1) 作業訓練 ・工場の受注作業 (2) 自主製品の製造・製作（空き缶つぶし、たい肥販売） (3) 生活指導（所外研修、療育訓練）</p> <p>5. 内容 (1) 定員 おおむね5人から9人 (2) 就業時間 9：00～16：00 (3) 入所期間 3年（短縮、延長有り） (4) 既存建物総合福祉センターエリア内「うぐいす工房」を利用 (5) 委託先 社会福祉法人小川町社会福祉協議会</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

高齢者福祉事業について（協定項目 2 5 - 8）

高齢者福祉事業について、次のとおり提案する。

- 1．高齢者保健福祉計画については、合併時までに策定するものとする。
- 2．国又は県が定める制度に基づき実施しているものについては、次のとおりとする。
 - (1) 2 町に差異のないものについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - (2) 2 町に差異のあるものについては、次のとおりとする。
 - 生きがい活動通所支援事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。
 - 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業、家族介護用品支給事業及び生活支援ホームヘルプ事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。
 - 軽度生活援助事業、老人日常生活用具給付等事業及び生活管理指導短期宿泊事業については、合併時に統一するものとする。
- 3．在宅高齢者等介護手当給付事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。
- 4．敬老会助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、実施主体等は合併後、速やかに調整するものとする。
- 5．敬老祝金については、馬頭町の例によるものとする。
- 6．1 0 0 歳到達者祝詞事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例によるものとする。
- 7．老人憩いの家については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 保健福祉 分科会名 高齢福祉

協議事項	25 各種事務事業の取扱い	関連項目	25 - 8 高齢者福祉事業
調整の方針	<p>1. 高齢者保健福祉計画については、合併時までに策定するものとする。</p> <p>2. 国又は県が定める制度に基づき実施しているものについては、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 2町に差異のないものについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 2町に差異のあるものについては、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">生きがい活動通所支援事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業、家族介護用品支給事業及び生活支援ホームヘルプ事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">軽度生活援助事業、老人日常生活用具給付等事業及び生活管理指導短期宿泊事業については、合併時に統一するものとする。</p> <p>3. 在宅高齢者等介護手当給付事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。</p> <p>4. 敬老会助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、実施主体等は合併後、速やかに調整するものとする。</p> <p>5. 敬老祝金については、馬頭町の例によるものとする。</p> <p>6. 100歳到達者祝詞事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例によるものとする。</p> <p>7. 老人憩いの家については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
高齢者保健福祉計画	<p>1. 目的 生きいきと安心して暮らせるふれあいのまちをめざして市民一人ひとりが自分らしく生活していくために、アクティブ・エイジング（活動的）に生きる高齢化の支援を基調とする。</p> <p>2. 内容 (1) 老人保健計画・老人福祉計画・介護保険事業計画と一体として策定した。 (2) 平成15年3月策定 （計画期間 平成15年度～平成19年度 5ヶ年） (3) 基本理念 健康寿命の延伸と生活の質の向上をめざします。 高齢期生活の支え合いと社会活動への参加を支援します。 介護保険</p>	<p>1. 目的 生きいきと安心して暮らせるふれあいのまちをめざして市民一人ひとりが自分らしく生活していくために、アクティブ・エイジング（活動的）に生きる高齢化の支援を基調とする。</p> <p>2. 内容 (1) 老人保健計画、老人福祉計画・介護保険事業計画を一体として策定した。 (2) 平成15年3月策定 （計画期間 平成15年度～平成19年度 5ヶ年） (3) 基本理念 人間性の尊重 住み慣れた地域家庭での自立した日常生活の重視 要介護状態の軽減・予防の重視 社会的連携の強化 多様で総合的なサービスの確保</p>	合併時までに策定するものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
生きがい活動 通所支援事業	<p>1. 目的 家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、趣味活動や介護予防活動等きめ細かなサービスを提供することにより介護の対象者を増えないように事業を展開する。</p> <p>2. 内 容 年間5箇所程度を選定し、各公民館を利用して希望者にサービスを提供する。</p> <p>JAひまわり会へ委託</p>	該当なし	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p>
寝具類等洗濯 乾燥消毒サー ビス事業	<p>1. 目的 在宅の寝たきり高齢者の日常生活に欠かせない寝具を洗濯・乾燥・消毒することにより清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するとともに介護者の負担の軽減を図る。</p> <p>2. 内 容 寝具（掛蒲団・敷き蒲団・毛布・各1枚を1式）の洗濯・乾燥・消毒を年2回実施する。</p> <p>(1) 対象者 おおむね65歳以上の高齢者並びに身体障害者であって老衰、心身の障害及び傷病等の理由により寝たきりの状態の者（要介護認定「要介護3」以上で主治医の意見書の「障害老人の日常生活自立度」がB1以上の者）で寝具の衛生管理等が困難な者</p> <p>(2) 利用限度額 1回8,300円</p> <p>(3) 利用者負担 独居及び65歳以上の高齢者世帯の方 1割負担 その他の世帯の方 2割負担</p> <p>(4) 公費負担割合 国庫負担 1/2 県負担 1/4</p> <p>寝具洗濯サービス委託業者 (町内5業者)</p>	該当なし	<p>合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例を基本とし、調整するものとする。</p>

事務事業名	現況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
軽度生活援助事業	該当なし	<p>1. 目的 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活を可能にするとともに要介護状態への進行を防止する。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 町内に居住するおおむね65歳以上の単身世帯 高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p> <p>(2) 利用回数 1回当たり2時間を上限として月5回が限度</p> <p>(3) 利用者負担 シルバー人材センター作業単価の1割(町は9割負担)</p> <p>(4) 公費負担割合 国庫負担 1/2 県負担 1/4</p> <p>小川町シルバー人材センターへ委託</p>	小川町の例によるものとする。
家族介護用品支給事業	ねたきり老人等介護手当支給事業の支給該当者で常時おむつ使用者に月額5,000円を加算して支給している。	<p>1. 目的 高齢者を介護している家族等の経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続又は向上を図る。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 次の要件に該当する者 本町に居住している者 おおむね65歳以上であること 在宅でねたきり状態又は老人性痴呆の状態である者 失禁状態にある者</p> <p>(2) 支給品目 紙おむつ(1日当たり200円分)</p> <p>(3) 支給方法 薬局に対する「紙おむつ交付指示書」を対象者に交付し、対象者は指示書を薬局に示し、購入する。</p> <p>(4) 公費負担割合 要介護度4以上の対象者に係る費用負担 国庫負担 1/2 県負担 1/4 上記以外の対象者に係る費用負担 全額町負担</p>	合併年度は現行のとおりとし、翌年度からねたきり老人等介護手当支給事業の支給該当者で常時おむつ使用者に月額5,000円を支給するものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
家族介護慰労事業	<p>1. 目的 要介護者を在宅で介護している者に慰労金を支給することにより、精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、在宅生活の維持・向上を図る。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 次の者を在宅で6ヶ月以上介護している者 要介護4、5又はそれに相当すると町長が認めた者 町民税非課税世帯の者 過去1年間介護保険のサービスを受けなかった者</p> <p>(2) 慰労金額 1件 100,000円</p> <p>(3) 公費負担割合 国庫負担 1/2 県負担 1/4</p>	<p>1. 目的 要介護者を在宅で介護している者に慰労金を支給することにより、精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、在宅生活の維持・向上を図る。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 次の者を在宅で6ヶ月以上介護している者 要介護4、5又はそれに相当すると町長が認めた者 町民税非課税世帯の者 過去1年間介護保険のサービスを受けなかった者</p> <p>(2) 慰労金額 1件 100,000円</p> <p>(3) 公費負担割合 国庫負担 1/2 県負担 1/4</p>	2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
介護予防プラン作成事業	<p>1. 目的 要介護状態になる危険因子の高い者に対してできる限りねたきり等の要介護状態にならないよう適切な介護予防サービス等を利用できるよう支援する。</p> <p>2. 内容 介護予防プラン作成事業 (在宅介護支援センターへ委託)</p>	<p>1. 目的 要介護状態になる危険因子の高い者に対してできる限りねたきり等の要介護状態にならないよう適切な介護予防サービス等を利用できるよう支援する。</p> <p>2. 内容 介護予防プラン作成事業 (在宅介護支援センターへ委託)</p>	2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
緊急通報体制等整備事業	<p>緊急通報体制等整備事業</p> <p>1. 内 容</p> <p>委託した業者からの通報者の心身状態に合わせた定期的な安否確認、関係機関（消防、受信協力者への通報等）、常時在中の医療関係スタッフによる軽度の医療アドバイスや相談を24時間体制で行う。このことにより、独居である非常時の緊急事態に対する不安を解消し、本人、さらに親族にも安心感を与えてくれる。</p> <p>(1) 対象者 おおむね65歳以上の単身若しくは身体障害者等のいる高齢者のみの世帯等。</p> <p>(2) 利用者負担 通話料のみ (委託料、設置料等は町負担)</p> <p>(3) 公費負担割合 国庫負担 1 / 2 県負担 1 / 4</p>	<p>緊急通報体制等整備事業</p> <p>1. 内 容</p> <p>委託した業者からの通報者の心身状態に合わせた定期的な安否確認、関係機関（消防、受信協力者への通報等）、常時在中の医療関係スタッフによる軽度の医療アドバイスや相談を24時間体制で行う。このことにより、独居である非常時の緊急事態に対する不安を解消し、本人、さらに親族にも安心感を与えてくれる。</p> <p>(1) 対象者 おおむね65歳以上の単身若しくは身体障害者等のいる高齢者のみの世帯等。</p> <p>(2) 利用者負担 通話料のみ (委託料、設置料等は町負担)</p> <p>(3) 公費負担割合 国庫負担 1 / 2 県負担 1 / 4</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
	<p>愛のベル設置事業</p> <p>本事業は既設置者の管理のみで、緊急通報システムに移行した。 * 現在設置者数 7名</p>	<p>愛のベル設置事業</p> <p>該当なし</p>	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
生活支援ホームヘルプ事業	<p>1. 目的 在宅の高齢者の自立と生活の質の向上を図る。</p> <p>2. 内容 日常生活に不安のあるひとり暮らしの高齢者にホームヘルパー等が訪問し、必要な生活支援を行う。</p> <p>(1) 対象者 介護保険の対象外となる在宅高齢者のうち、日常生活に不安のあるひとり暮らしの高齢者</p> <p>(2) 利用者負担 1時間あたり250円</p> <p>(3) 公費負担割合 基準額分 県負担 1/2 基準額を超える分 全額町負担</p> <p>(4) 実施方法 馬頭町社会福祉協議会へ委託</p>	<p>1. 目的 在宅の高齢者の自立と生活の質の向上を図る。</p> <p>2. 内容 日常生活に不安のあるひとり暮らしの高齢者にホームヘルパー等が訪問し、必要な生活支援を行う。</p> <p>(1) 対象者 介護保険の対象外となる在宅高齢者のうち、日常生活に不安のあるひとり暮らしの高齢者</p> <p>(2) 利用者負担 1時間あたり200円</p> <p>(3) 公費負担割合 基準額分 県負担 1/2 基準額を超える分 全額町負担</p> <p>(4) 実施方法 町直営</p>	<p>合併時は現行のとおりとし、翌年度から実施方法は委託、利用者負担は1時間あたり250円とするものとする。</p>
老人日常生活用具給付等事業	<p>1. 目的 一人暮らし等の高齢者に対して、日常生活用具を給付等することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資する。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 おおむね65歳以上の低所得の一人暮らし老人等</p> <p>(2) 給付用具 電磁調理器 火災報知器 自動消火器</p> <p>(3) 貸与用具 福祉電話(加入権)</p> <p>(4) 利用者負担 所得課税額等に応じて費用徴収</p> <p>(5) 公費負担割合 国庫負担 1/2 県負担 1/4</p>	<p>1. 目的 一人暮らし等の高齢者に対して、日常生活用具を貸与することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資する。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 おおむね65歳以上の低所得の一人暮らし老人等</p> <p>(2) 貸与用具 現在は、車イスの貸与のみ</p>	<p>馬頭町の例によるものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
生活管理指導 短期宿泊事業	<p>1. 目的 65歳以上の高齢者等で虚弱な方や退院後の在宅生活支援などを必要とする方など、一時的に施設に宿泊させ生活習慣等の指導を行う。</p> <p>2. 内容 (1) 対象者 65歳以上の高齢者で日常生活の支援・指導を必要とする者 (2) 委託先 馬頭町社会福祉協議会 (3) 施設 馬頭町総合福祉センター（居室）</p>	該当なし	馬頭町の例によるものとする。
在宅介護支援 センター運営 事業（委託）	<p>1. 目的 在宅の要援護高齢者またはその恐れのある高齢者の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに、ニーズの評価を行い介護予防サービス等の利用調整を行う。</p> <p>2. 内容 (1) 福祉等に関する相談 (2) 高齢者実態把握調査 (3) 介護予防プラン作成</p> <p>八溝の里老人介護支援センターに委託</p>	<p>1. 目的 在宅の要援護高齢者またはその恐れのある高齢者の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに、ニーズの評価を行い介護予防サービス等の利用調整を行う。</p> <p>2. 内容 (1) 福祉等に関する相談 (2) 高齢者実態把握 (3) 介護予防プラン作成</p> <p>在宅介護支援センターリヴェットへ委託</p>	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
老人保護措置事業	<p>1. 目的 理由があり居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ、また虐待等を受けている者を介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ措置し、高齢者の福祉を推進する。</p> <p>2. 内容 (1) 養護老人ホームへの措置身体上、精神上、環境上、経済上等の理由により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ措置する。 (2) 対象者 65歳以上のひとり暮らし等 (3) 利用者負担 本人（前年の収入）又は扶養義務者（前年の所得税額）に応じて費用徴収 (4) 公費負担割合 国庫負担 1 / 2 県負担 1 / 4</p>	<p>1. 目的 理由があり居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ、また虐待等を受けている者を介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ措置し、高齢者の福祉を推進する。</p> <p>2. 内容 (1) 養護老人ホームへの措置身体上、精神上、環境上、経済上等の理由により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ措置する。 (2) 対象者 65歳以上のひとり暮らし等 (3) 利用者負担 本人（前年の収入）又は扶養義務者（前年の所得税額）に応じて費用徴収 (4) 公費負担割合 国庫負担 1 / 2 県負担 1 / 4</p>	<p>2町に差異がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
在宅高齢者等介護手当給付事業	<p>1. 目的 ねたきり老人等を常時介護している者に対し、介護手当を支給し、介護者の労を労うとともに、福祉の推進を図る。</p> <p>2. 内容 在宅の介護を要するねたきり老人、痴呆性老人常時介護している者に対し、介護手当を支給する。</p> <p>(1) 対象者 町内の区域内に住所を有し、在宅ねたきり老人等と同居し、当該高齢者を主として介護する者</p> <p>(2) 支給要件 「ねたきり老人等」とは、町内の区域内に住所を有し、要介護認定等に係る介護認定審査会により要介護3から要介護5と認定された者 6ヶ月程度就床し、常に介護を必要とする状態であり、その者の要介護認定に係る認定調査票及び主治医意見書において、障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）がB1、B2、C1及びC2の者 痴呆老人の日常生活自立度が及びMの者</p> <p>(3) 支給額 月額5,000円</p> <p>(4) 公費負担割合 全額町負担</p>	<p>1. 目的 ねたきり老人等を常時介護している者に対し、介護手当を支給し、介護者の労を労うとともに、福祉の推進を図る。</p> <p>2. 内容 在宅の介護を要するねたきり老人、痴呆性老人常時介護している者に対し、介護手当を支給する。</p> <p>(1) 対象者 町内の区域内に住所を有し、在宅ねたきり老人等と同居し、当該高齢者を主として介護する者</p> <p>(2) 支給要件 「ねたきり老人」とは、町内に住所を有し、疾病等により3ヶ月以上継続して臥床し、食事、入浴、排便等日常生活において常時介護を必要とする概ね65歳以上の者 「痴呆症老人」とは、町内に住所を有し、3ヶ月以上継続して痴呆状態にあるため常時介護を必要とする概ね65歳以上の者</p> <p>(3) 支給額 月額3,000円</p> <p>(4) 公費負担割合 全額町負担</p>	<p>合併時は現行のとおりとし、翌年度から支給要件及び支給額は馬頭町の例によるものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
敬老会助成事業	<p>1. 目的 「敬老の日」を記念して、75歳以上の老人を招待し、各大字自治会ごとに敬老会を開催し、長寿を祝う。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 75歳以上の町民</p> <p>(2) 式典実施日 平成16年9月19日(「敬老の日」の前の日曜日)</p> <p>(3) 式典会場 各自治会 15会場</p> <p>(4) 参加記念品 タオル</p> <p>(5) 事業費 実行委員会へ補助</p> <p>(6) 実施主体 各大字自治会</p>	<p>1. 目的 「敬老の日」を記念して、74歳以上の老人に対して、町が式典に招待し祝う。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 74歳以上の町民(平成17年度から75歳以上の町民)</p> <p>(2) 式典実施日 平成16年9月19日(「敬老の日」の前の日曜日)</p> <p>(3) 式典会場 あじさいホール</p> <p>(4) 参加記念品 まほろばの湯温泉入浴券2日分</p> <p>(5) アトラクション 「歌謡ショー」等</p> <p>(6) 実施主体 小川町</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、実施主体等は合併後、速やかに調整するものとする。</p>
敬老祝金	<p>1. 目的 本町に居住する高齢者に対し、敬老祝金を支給することにより、長寿を祝し敬老の意を表する。</p> <p>2. 内容 当該年に下記の年齢に達する者で、基準日(9月1日)において本町に居住しかつ、前日まで居住している者に支給する。</p> <p>3. 対象年齢及び金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満80歳 10,000円 ・満85歳 20,000円 ・満90歳 30,000円 ・満95歳 30,000円 	<p>1. 目的 町民の長寿を祝し、かつ、敬老の美風を高揚する。</p> <p>2. 内容 9月1日の基準日において、満74歳以上で、かつ本町に住所を有するものに対し、長寿祝金(敬老福祉年金)を支給する。</p> <p>3. 対象年齢及び金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・74歳～76歳 3,000円 ・77歳 10,000円 ・78歳～87歳 3,000円 ・88歳 10,000円 ・89歳～99歳 5,000円 ・100歳以上 30,000円 	<p>馬頭町の例によるものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
100歳到達者祝詞事業	<p>1. 目的 老人福祉事業の一環として、100歳到達者に対し祝い金等を贈呈し、長寿を祝うとともに、町民に広く老人福祉についての関心と理解を深めていただくとともに、老人に対し自らの心身の健康向上に努める意欲を促す。</p> <p>2. 内容 満100歳の誕生日に10万円の敬老祝金と花束を贈呈</p>	<p>1. 目的 老人福祉事業の一環として、100歳以上の高齢者に対し祝い金等を贈呈し、長寿を祝うとともに、町民に広く老人福祉についての関心と理解を深めていただくとともに、老人に対し自らの心身の健康向上に努める意欲を促す。</p> <p>2. 内容 敬老会式典の際に100歳以上に対し、祝詞・祝金30千円・花束等を贈呈</p>	<p>合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例によるものとする。</p>
老人憩いの家	<p>1. 目的 老人がその経験と知識を生かし、希望と能力に応じた生産又は創造的活動を行うための施設として設置、運営する。</p> <p>2. 施設 (1) 所在地 馬頭町大字馬頭2512-3 (2) 名称 趣味の家「みやこ」</p>	該当なし	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

協議第 3 2 号

児童福祉事業について（協定項目 2 5 - 9）

児童福祉事業について、次のとおり提案する。

- 1．市町村行動計画については、合併時までに新町行動計画を策定するものとする。
- 2．児童手当、遺児手当及び乳幼児医療費助成については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 3．ひとり親家庭医療費助成は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、所得制限は小川町の例によるものとする。
- 4．児童館については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 5．放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開設時間・利用料等は合併後、速やかに調整するものとする。

平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 保健福祉 分科会名 児童福祉

協議事項	25 各種事務事業の取扱い	関連項目	25 - 9 児童福祉事業
調整の方針	<p>1. 市町村行動計画については、合併時までに新町行動計画を策定するものとする。</p> <p>2. 児童手当、遺児手当及び乳幼児医療費助成については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3. ひとり親家庭医療費助成は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、所得制限は小川町の例によるものとする。</p> <p>4. 児童館については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5. 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開設時間・利用料等は合併後、速やかに調整するものとする。</p>		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容												
	馬頭町	小川町													
市町村行動計画	<p>1. 概要 平成15年7月に次世代育成支援法が制定されたことにより、市町村において、地域における子育て支援等を促進するため、「市町村行動計画」を策定することとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度 ニーズ調査（アンケートの実施、結果報告） 平成16年度 行動計画の策定 	<p>1. 概要 平成15年7月に次世代育成支援法が制定されたことにより、市町村において、地域における子育て支援等を促進するため、「小川町行動計画」を策定した。</p> <p>2. 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画策定年度 平成15年度 (2) 計画期間 平成16年度から平成21年度までの6年間 (3) 計画の基本理念 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育ての責任者であるという基本的認識のもとに、家庭などにおいて子育ての意義について理解が深められ、子育ての喜びが実感できるよう配慮していくものとします。 	合併時までに策定するものとする。												
児童手当	<p>1. 支給対象 児童手当等は、9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校第3学年修了前の児童）を養育している者。</p> <p>2. 支給額</p> <table> <tr><td>第1子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>10,000円</td></tr> </table> <p>3. 支払時期 毎年2月、6月、10月 国の制度</p>	第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子以降	10,000円	<p>1. 支給対象 児童手当等は、9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校第3学年修了前の児童）を養育している者。</p> <p>2. 支給額</p> <table> <tr><td>第1子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>10,000円</td></tr> </table> <p>3. 支払時期 毎年2月、6月、10月 国の制度</p>	第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子以降	10,000円	2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
第1子	5,000円														
第2子	5,000円														
第3子以降	10,000円														
第1子	5,000円														
第2子	5,000円														
第3子以降	10,000円														

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
遺児手当	<p>1. 支給対象</p> <p>(1) 父母の一方が死亡した児童（義務教育終了前）を監護する当該児童の父又は母で現に配偶者を有しない者。</p> <p>(2) 父母の一方または両方が死亡した児童（義務教育終了前）を養育する者、又は当該児童を養育する者がいない場合は、当該児童のうち年長の者。</p> <p>2. 支給額</p> <p>1人 3,000円/月</p> <p>3. 支払時期</p> <p>毎年3月、6月、9月、12月</p> <p>県の制度</p>	<p>1. 支給対象</p> <p>(1) 父母の一方が死亡した児童（義務教育終了前）を監護する当該児童の父又は母で現に配偶者を有しない者。</p> <p>(2) 父母の一方または両方が死亡した児童（義務教育終了前）を養育する者、又は当該児童を養育する者がいない場合は、当該児童のうち年長の者。</p> <p>2. 支給額</p> <p>1人 3,000円/月</p> <p>3. 支払時期</p> <p>毎年3月、6月、9月、12月</p> <p>県の制度</p>	<p>2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
ひとり親家庭医療費助成	<p>1. 助成対象者</p> <p>ひとり親の家庭の親と子（父母のない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童であって配偶者のない者以外の者に扶養されている者を含む）。</p> <p>2. 助成額</p> <p>(1) 保険診療による自己負担額</p> <p>(2) 入院時食事標準負担額</p> <p>ただし、高額療養費や健康保険組合などから家族医療費が支給される場合は、その額を除く。</p> <p>3. 所得制限</p> <p>所得制限無</p>	<p>1. 助成対象者</p> <p>ひとり親の家庭の親と子（父母のない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童であって配偶者のない者以外の者に扶養されている者を含む）。</p> <p>2. 助成額</p> <p>(1) 保険診療による自己負担額</p> <p>(2) 入院時食事標準負担額</p> <p>ただし、高額療養費や健康保険組合などから家族医療費が支給される場合は、その額を除く。</p> <p>3. 所得制限</p> <p>所得制限有り。児童扶養手当一部支給停止額に準ずる。</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、所得制限は小川町の例によるものとする。</p>
乳幼児医療費助成	<p>1. 内容</p> <p>町内に住所を有する小学校就学前の乳幼児（対象乳幼児）の保護者が、対象乳幼児に係る医療費の保険給付において、一部負担金等を支払った場合に、当該支払額（附加給付等があるときは、その額を控除した額）を助成。</p> <p>県の制度に基づく</p> <p>・県補助 助成額の1/2</p>	<p>1. 内容</p> <p>町内に住所を有する小学校就学前の乳幼児（対象乳幼児）の保護者が、対象乳幼児に係る医療費の保険給付において、一部負担金等を支払った場合に、当該支払額（附加給付等があるときは、その額を控除した額）を助成。</p> <p>県の制度に基づく</p> <p>・県補助 助成額の1/2</p>	<p>2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
児童館	該当なし	<p>小川町児童館</p> <p>1. 保育時間</p> <p>平日、土曜日 午前9時から午後5時まで</p> <p>日曜日 午前9時から午後4時まで</p> <p>休館日</p> <p>毎月第1土曜日</p> <p>毎月第1、第2及び第3日曜日</p> <p>毎月第2、第3、第4及び第5月曜日</p> <p>毎月第2、第4及び第5火曜日</p> <p>1月に月曜日が5日の月は当該月の第1月曜日及び第1火曜日</p> <p>国民の祝日に開館した場合は、その週又は次週の平日</p> <p>12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>前各号に掲げるもののほか、学校等の長期休業の期間は全ての土曜日、日曜日</p> <p>町長が特別の理由があると認めた日</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
放課後児童対策事業	<p>1. 目的</p> <p>昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童(以下「放課後児童」という。)等の育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う児童クラブを設置。</p> <p>2. 概要</p> <p>事業の実施主体は町であり、馬頭町シルバー人材センターに委託事業として実施</p> <p>放課後児童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員 20人 ・開設時間 下校時から午後6時まで ・休日 国民の祝日、土曜日、日曜日、お盆、年末年始 <ul style="list-style-type: none"> ・利用登録のほかは、委託先である馬頭町シルバー人材センターが行う。 ・利用料 5,000円 (8月は10,000円) <p>中途入所の場合、当該月のクラブ日数が2分の1に満たない場合半額</p> <p>要保護世帯及び準要保護世帯は、各経費の5分の1</p>	<p>1. 目的</p> <p>昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童(以下「放課後児童」という。)等の育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う児童クラブを設置。</p> <p>2. 概要</p> <p>事業の実施主体は町であり、小川幼稚園の空き教室を利用して実施</p> <p>3 小学校を一箇所に集め事業を実施する。</p> <p>放課後児童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員 25人 ・開設時間 下校時から午後6時30分まで ・休日 国民の祝日、土曜日、日曜日、お盆、年末年始 <ul style="list-style-type: none"> ・利用登録、使用料の徴収等についても、すべて保健福祉課で行う。 ・使用料 8,000円 (8月は16,000円) 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>なお、開設時間・利用料等は合併後、速やかに調整するものとする。</p>

保育事業について（協定項目 2 5 - 1 0）

保育事業について、次のとおり提案する。

- 1．町立保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2．保育時間及び休日については、馬頭町の例によるものとし、時間外保育は地域の状況等を考慮し調整するものとする。
- 3．保育料については、2町の平均的な保育料を基準とし、合併後4年間で段階的に統一するものとする。
- 4．延長保育については、馬頭町の例を基本とし、地域の状況等を考慮し調整するものとする。
- 5．乳児保育については、馬頭町の例によるものとする。
- 6．一時保育については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、対象児童、保育時間及び保育料は馬頭町の例によるものとする。
- 7．第三子以降保育料免除事業及び児童送迎用自動車については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 保健福祉 分科会名 児童福祉

協 議 事 項	2 5 各種事務事業の取扱い	関連項目	2 5 - 1 0 保育事業																														
調整の方針	<p>1. 町立保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2. 保育時間及び休日については、馬頭町の例によるものとし、時間外保育は地域の状況等を考慮し調整するものとする。</p> <p>3. 保育料については、2町の平均的な保育料を基準とし、合併後4年間で段階的に統一するものとする。</p> <p>4. 延長保育については、馬頭町の例を基本とし、地域の状況等を考慮し調整するものとする。</p> <p>5. 乳児保育については、馬頭町の例によるものとする。</p> <p>6. 一時保育については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、対象児童、保育時間及び保育料は馬頭町の例によるものとする。</p> <p>7. 第三子以降保育料免除事業及び児童送迎用自動車については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>																																
事務事業名	現 況		調整の具体的内容																														
	馬頭町	小川町																															
保育所	<p>1. 保育所数 町立保育所 5カ所</p> <p>2. 定員及び入所児童数</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: center;">定員</th> <th style="text-align: center;">入所児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>馬頭中央保育所</td> <td style="text-align: center;">120名</td> <td style="text-align: center;">105名</td> </tr> <tr> <td>大山田保育所</td> <td style="text-align: center;">45名</td> <td style="text-align: center;">33名</td> </tr> <tr> <td>大内保育所</td> <td style="text-align: center;">60名</td> <td style="text-align: center;">30名</td> </tr> <tr> <td>馬頭北保育所</td> <td style="text-align: center;">50名</td> <td style="text-align: center;">44名</td> </tr> <tr> <td>馬頭南保育所</td> <td style="text-align: center;">45名</td> <td style="text-align: center;">29名</td> </tr> </tbody> </table>		定員	入所児童数	馬頭中央保育所	120名	105名	大山田保育所	45名	33名	大内保育所	60名	30名	馬頭北保育所	50名	44名	馬頭南保育所	45名	29名	<p>1. 保育所数 町立保育所 3カ所</p> <p>2. 定員及び入所児童数</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: center;">定員</th> <th style="text-align: center;">入所児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1保育所</td> <td style="text-align: center;">60名</td> <td style="text-align: center;">42名</td> </tr> <tr> <td>第2保育所</td> <td style="text-align: center;">60名</td> <td style="text-align: center;">46名</td> </tr> <tr> <td>第3保育所</td> <td style="text-align: center;">40名</td> <td style="text-align: center;">34名</td> </tr> </tbody> </table>		定員	入所児童数	第1保育所	60名	42名	第2保育所	60名	46名	第3保育所	40名	34名	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
	定員	入所児童数																															
馬頭中央保育所	120名	105名																															
大山田保育所	45名	33名																															
大内保育所	60名	30名																															
馬頭北保育所	50名	44名																															
馬頭南保育所	45名	29名																															
	定員	入所児童数																															
第1保育所	60名	42名																															
第2保育所	60名	46名																															
第3保育所	40名	34名																															
保育時間及び休日	<p>1. 保育時間及び休日</p> <p>(1) 保育時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(2) 休 日 国民の祝日、日曜日、12月29日から1月3日まで</p> <p>2. 時間外保育</p> <p>(1) 平 日 午前7時30分から午前8時30分まで 午後5時15分から午後6時まで</p> <p>(2) 土曜 午前7時30分から午前8時30分まで</p>	<p>1. 保育時間及び休日</p> <p>(1) 保育時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 休 日 国民の祝日、日曜日</p> <p>2. 時間外保育</p> <p>第1保育所</p> <p>平 日 午前7時40分から午前8時30分まで 午後5時から午後6時15分まで</p> <p>第2・3保育所</p> <p>平 日 午前8時から午前8時30分まで</p>	<p>保育時間及び休日については、馬頭町の例によるものとし、時間外保育は地域の状況等を考慮し調整するものとする。</p>																														

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
保育料	1. 保育料 階層区分(8階層) 別表「保育料徴収基準額比較表」のとおり	1. 保育料 階層区分(17階層) 別表「保育料徴収基準額比較表」のとおり	保育料については、2町の平均的な保育料を基準とし、合併後4年間で段階的に統一するものとする。
延長保育	1. 延長保育 (1) 時 間 午後6時から午後7時まで (2) 保育料 2階層 600円/月 3階層以上 3,000円/月	1. 延長保育 該当なし	馬頭町の例を基本とし、地域の状況等を考慮し調整するものとする。
乳児保育	1. 乳児保育(0歳児) 中央保育所で実施 6ヶ月児から	1. 乳児保育(0歳児) 該当なし(施設未整備)	馬頭町の例によるものとする。
一時保育	1. 一時保育 南保育所のみ実施 (1) 対象児童 1歳児から未就学前の児童 (2) 定 員 3名 (3) 保育時間 午前8時30分から午後5時15分まで (4) 保 育 料 ・3歳未満児 1日2,000円 ・3歳以上児 1日1,700円 生活保護世帯は無料	1. 一時保育 第1保育所のみ実施 (1) 対象児童 1歳6ヶ月から小学校就学前の児童 (2) 定 員 3名 (3) 保育時間 午前8時30分から午後5時まで (4) 保 育 料 ・3歳未満児 1時間あたり200円の保育料と食事・おやつ代400円 ・3歳以上児 1時間あたり150円の保育料と食事・おやつ代300円	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、対象児童、保育時間及び保育料は馬頭町の例によるものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
第三子以降保育料免除事業	<p>1. 第三子以降保育料免除事業 保護者等が現に育てている児童が3人以上いる世帯の児童のうち、当該世帯の3人目以降の児童であって、保育の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童（その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り対象児童とみなす）の保育料を免除する。</p> <p>県補助事業のとおり</p>	<p>1. 第三子以降保育料免除事業 保護者等が現に育てている児童が3人以上いる世帯の児童のうち、当該世帯の3人目以降の児童であって、保育の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童（その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り対象児童とみなす）の保育料を免除する。</p> <p>県補助事業のとおり</p>	<p>2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
児童送迎用自動車	<p>1. 児童送迎用自動車 馬頭北保育所で運行 自動車購入に要する経費（登録手数料を含む） 全額町補助 自動車に係る公課費、自動車損害賠償責任 保険、任意共済保険及び車検に要する修繕料、手数料 全額町補助 運行に要する燃料費 1/2町補助 上記以外保護者負担</p>	<p>該当なし</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

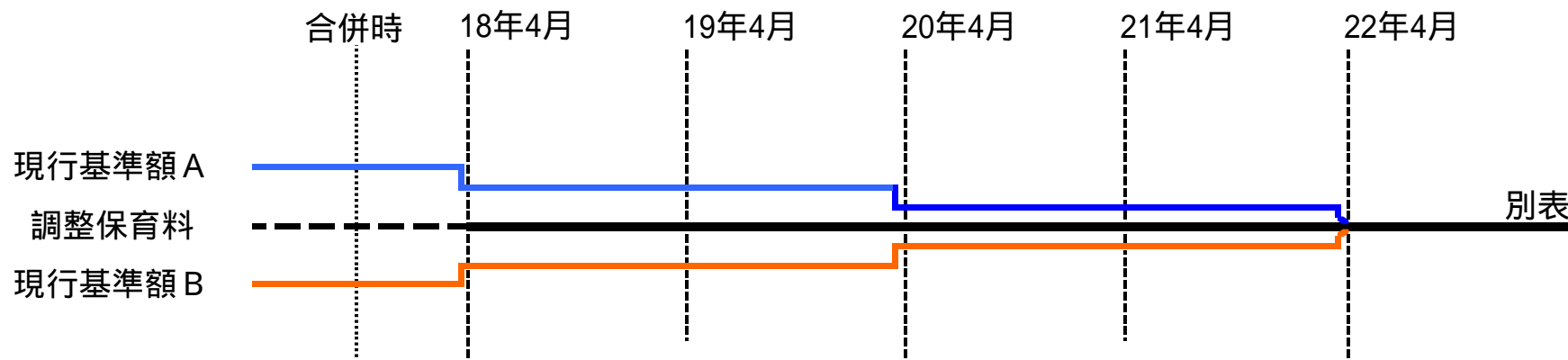
保育料徴収基準額比較表 (調整保育料)

階層区分		馬頭町		小川町		国徴収基準額	調整保育料	階層		
		現行基準額	調整額差	現行基準額	調整額差					
生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	0	0	1		
町民税非課税世帯		4,000	1,000	2,000	1,000	9,000	3,000	2		
		3,000	800	1,300	900	6,000	2,200			
		3,000	800		900		2,200			
町民税課税世帯	均等割課税世帯	11,400	2,700	7,000	1,700	19,500	8,700	3		
		8,700	1,800	5,000	1,900		6,900			
		8,700	1,800		1,900		6,900			
	所得割課税世帯	5,000円未満	14,400	1,700	8,000		4,700	16,500	12,700	4
			11,600	1,000	7,000		3,600		10,600	
		5,000円以上	11,600	1,000	10,000		2,700		10,600	
所得税課税世帯	(所得税額) 3,000円未満			11,500	5,200	30,000		5		
				9,000	4,600					
					4,600					
	3,000円以上 12,000円未満	18,300	1,600	13,000	3,700		27,000	16,700	6	
		15,600	2,000	10,500	3,100			13,600		
		15,600	2,000		3,100			13,600		
	12,000円以上 17,000円未満			15,000	1,700		27,000		6	
				12,500	1,100					
					1,100					
	17,000円以上 34,000円未満			19,500	4,300		27,000	23,800	7	
			3,300	16,500	3,200			19,700		
			4,800		3,200			19,700		
	34,000円以上 50,000円未満	27,100					27,000		7	
		24,500								
		24,500								
	50,000円以上 64,000円未満		1,700	24,500	4,300		27,000	28,800	8	
			1,300	21,000	4,800			25,800		
			1,300		4,800			25,800		
64,000円以上 80,000円未満					27,000		8			
			28,000	5,900						
			23,000	5,500		44,500		33,900		
80,000円以上 94,000円未満	36,700	2,800		5,500	44,500	28,500	8			
	34,000	5,500		5,500		28,500				
	31,500	3,000				28,500				
94,000円以上 110,000円未満			32,000	1,900	44,500		9			
			24,000	4,500						
				4,500						
110,000円以上 140,000円未満					44,500		9			
			35,000	3,500						
			25,000	4,500						
140,000円以上 160,000円未満					61,000		9			
		2,500	25,000	4,500		38,500				
		6,400		4,500		29,500				
160,000円以上 170,000円未満		2,000			61,000		10			
			37,000	1,500						
			25,000	4,500						
170,000円以上 200,000円未満					58,000		10			
			38,000	4,000						
			25,000	6,000						
200,000円以上 300,000円未満	41,000				58,000		10			
	35,900	1,000	25,000	6,000		42,000				
	31,500	4,900		6,000		31,000				
300,000円以上 408,000円未満		500			58,000		10			
			38,000	4,000						
			25,000	6,000						
408,000円以上 510,000円未満					80,000		11			
		4,000		7,000		45,000				
		1,900		9,000		34,000				
510,000円以上		2,500	38,000	7,000	77,000		11			
			25,000	9,000		34,000				

上段:3歳未満児 中段:3歳児 下段:4歳以上児 (馬頭町、調整保育料、2町の調整額差)

上段:3歳未満児 下段:3歳以上児 (小川町、国徴収基準額)

保育料徴収基準額比較（段階的統一）イメージ図



各階層区分の現行基準額と調整保育料との差額（調整額差）を合併翌年度（平成18年4月）より2年度ごとに原則として1/3ずつ調整し、合併後4年間で統一する。

現行基準額 A：調整保育料より上回っている現行基準額

現行基準額 B：調整保育料より下回っている現行基準額

協議第34号

その他の福祉事業について（協定項目25-11）

その他の福祉事業について、次のとおり提案する。

- 1．追悼式については、合併後、新町において調整するものとする。
- 2．災害弔慰金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 3．災害見舞金については、馬頭町の例によるものとする。ただし、浸水は住家の床上浸水に限るものとする。

平成16年12月16日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 保健福祉 分科会名 社会福祉

協議事項	25 各種事務事業の取扱い	関連項目	25 - 11 その他の福祉事業
調整の方針	1. 追悼式については、合併後、新町において調整するものとする。 2. 災害弔慰金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3. 災害見舞金については、馬頭町の例によるものとする。ただし、浸水は住家の床上浸水に限るものとする。		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
追悼式	1. 名称 馬頭町合同追悼式 2. 目的 戦没者と消防殉職者の冥福を祈念する。 3. 実施主体 町合同追悼式執行委員会 4. 概要 町は、町合同追悼式執行委員会に補助金を交付し、追悼式運営を支援する。 5. 内容 平成16年度 実施日 4月20日 場 所 総合福祉センター	1. 名称 小川町戦没者追悼式 2. 目的 戦没者の冥福を祈念する。 3. 実施主体 小川町 4. 概要 町が運営する。 5. 内容 平成16年度 実施日 5月21日 場 所 総合福祉センター	追悼式については、合併後、新町において調整するものとする。
災害弔慰金	災害弔慰金 1. 災害弔慰金 死亡した者一人当りの額は、生計を主として維持していた場合は、500万円。その他の場合は250万円。 2. 災害障害見舞金 災害により負傷、又は疾病に罹った当時において生計を主として維持していた場合、250万円。その他の場合は125万円 3. 災害援護資金の貸し付け 災害における一世帯当りの貸付限度額は、災害による被害の種類及び程度に応じる。(償還期間：10年)	災害弔慰金 1. 災害弔慰金 死亡した者一人当りの額は、生計を主として維持していた場合は、500万円。その他の場合は250万円。 2. 災害障害見舞金 災害により負傷、又は疾病に罹った当時において生計を主として維持していた場合、250万円。その他の場合は125万円 3. 災害援護資金の貸し付け 災害における一世帯当りの貸付限度額は、災害による被害の種類及び程度に応じる。(償還期間：10年)	2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

事務事業名	現		況		調整の具体的内容
	馬頭町		小川町		
災害見舞金	災害見舞金 ・全焼 住家 100,000円以内 その他の家屋 50,000円以内 ・半焼 住家 50,000円以内 その他の家屋 30,000円以内 ・全流失 住家 100,000円以内 その他の家屋 50,000円以内 ・半流失 住家 50,000円以内 その他の家屋 30,000円以内 ・全壊 住家 50,000円以内 その他の家屋 30,000円以内 ・半壊 住家 30,000円以内 その他の家屋 15,000円以内 ・浸水 住家 30,000円以内 その他の家屋 15,000円以内		災害見舞金 ・全焼 住家 100,000円以内 その他の家屋 50,000円以内 ・半焼 住家 50,000円以内 その他の家屋 25,000円以内 ・全流失 住家 100,000円以内 その他の家屋 50,000円以内 ・半流失 住家 50,000円以内 その他の家屋 25,000円以内 ・全壊 住家 50,000円以内 その他の家屋 30,000円以内 ・半壊 住家 20,000円以内 その他の家屋 15,000円以内		馬頭町の例によるものとする。ただし、浸水は、住家の床上浸水に限るものとする。

環境対策事業について（協定項目 2 5 - 1 2）

環境対策事業について、次のとおり提案する。

- 1．環境監視員制度については、合併時に統一するものとする。
- 2．生活用水確保対策事業補助制度については、馬頭町の例によるものとする。
- 3．土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4．畜犬の登録及び狂犬病予防、墓地・納骨堂及び火葬場、大気汚染、水質汚濁、環境消毒事業及び公営墓地に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 5．ごみ処理事業については、次のとおりとする。
 - (1) ごみの排出方法、ごみの分別種類、ごみの収集回数及びごみ処理手数料等については、合併時まで調整し、統一するものとする。
 - (2) ごみの収集方法については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 6．ごみの資源化対策の補助については、馬頭町の例によるものとする。
- 7．ポイ捨て等防止については、小川町の例によるものとする。
- 8．一般廃棄物処理業の許可については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名

住民生活

分科会

環境

協議事項	25 各種事務事業の取扱い	関連項目	25 - 15 環境対策事業
調整の方針	<p>1. 環境監視員制度については、合併時に統一するものとする。</p> <p>2. 生活用水確保対策事業補助制度については、馬頭町の例によるものとする。</p> <p>3. 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4. 畜犬の登録及び狂犬病予防、墓地・納骨堂及び火葬場、大気汚染、水質汚濁、環境消毒事業及び公営墓地に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5. ごみ処理事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) ごみの排出方法、ごみの分別種類、ごみの収集回数及びごみ処理手数料等については、合併時まで調整し、統一するものとする。</p> <p>(2) ごみの収集方法については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6. ごみの資源化対策の補助については、馬頭町の例によるものとする。</p> <p>7. ポイ捨て等防止については、小川町の例によるものとする。</p> <p>8. 一般廃棄物処理業の許可については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
環境監視員制度に関すること	<p>1. 概要 不法投棄等の監視のため、不法投棄等監視員を置き、巡回監視、報告を受けて、早期発見及び未然防止を図っている。</p> <p>2. 内容 不法投棄等監視員の委嘱 人数 5名(非常勤) 期間 2年 報酬 12,000円(月額) 業務 巡回監視、報告(緊急、毎月) 町との打合せ、県の研修等参加</p>	<p>1. 概要 本町で委嘱した監視員による、町内における廃棄物の不法投棄や公害の早期発見及び未然防止を図り、快適な生活環境を保全する。</p> <p>2. 内容 町廃棄物監視員の委嘱 人数 4名(非常勤) 期間 2年 報酬 35,000円(月額) 業務 巡回監視、報告(緊急、毎月) 町との打合せ、県の研修等参加</p>	環境監視員制度については、合併時に統一するものとする。
生活用水確保対策事業補助制度に関すること	<p>1. 生活用水確保対策事業補助金関係</p> <p>(1) 事業目的 上水道事業及び簡易水道事業の給水区域外で、生活用水の確保を図る事業に対し補助を行う。</p> <p>(2) 補助対象 ア 共同又は個人で井戸等を新設する事業 イ 既設の自家用給水施設を有し改修工事を必要とする事業</p> <p>(3) 補助内容及び補助率 ア 新設事業について、工事費(調査、検査、さく井、揚水ポンプ設備)の80/100以内とする。但し、100万円を限度とする。 イ 改修工事については、工事費の50/100以内とする。但し、50万円を限度とする。</p> <p>(4) 適用除外 ア 国、県等の補助金を受けられる事業 イ 単なる現状維持工事とみるべきもの</p>	制度なし	馬頭町の例によるものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関すること	<p>1. 概要 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例を制定し、土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積を行う行為について、事前協議を行っている。</p> <p>2. 内容 小規模特定事業の許可要件 面積1,000㎡以上3,000㎡未満 土砂等の堆積 事前申請、関係機関調整 許可等決定 検査、報告等の義務 立入検査等</p> <p>3. 手数料 小規模特定事業許可申請手数料 22,000円 小規模特定事業変更許可申請手数料 13,000円</p>	<p>1. 概要 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例を制定し、土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積を行う行為について、事前協議を行っている。</p> <p>2. 内容 小規模特定事業の許可要件 面積1,000㎡以上3,000㎡未満 土砂等の堆積 事前申請、関係機関調整 許可等決定 検査、報告等の義務 立入検査等</p> <p>3. 手数料 小規模特定事業許可申請手数料 22,000円 小規模特定事業変更許可申請手数料 13,000円</p>	2町に差異がないので現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
畜犬の登録及び狂犬病予防に関すること	<p>1. 概要 狂犬病予防法に基づき、犬の登録と狂犬病予防注射を実施し、飼い犬の把握と狂犬病の予防に努めている。</p> <p>2. 内容 (1) 法第4条第1項の規定による犬の登録申請事務 役場窓口、集合注射時、個別注射時随時受付 登録料 1頭につき3,000円(鑑札の交付) 鑑札の再交付 1件につき1,600円 (2) 法第4条第4項の規定による犬の死亡届の受理 (3) 法第4条第4項又は第5項の規定による犬の登録事項変更届の受理 (4) 狂犬病予防注射 集合注射 4月第1次注射 6月第2次注射 狂犬病予防注射済票の交付 1件につき 550円 狂犬病予防注射済票の再交付 1件につき 340円 (社)栃木県獣医師会への業務委託 狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務委託契約の締結 1件につき 189円</p>	<p>1. 概要 狂犬病予防法に基づき、犬の登録と狂犬病予防注射を実施し、飼い犬の把握と狂犬病の予防に努めている。</p> <p>2. 内容 (1) 法第4条第1項の規定による犬の登録申請事務 役場窓口、集合注射時、個別注射時随時受付 登録料 1頭につき3,000円(鑑札の交付) 鑑札の再交付 1件につき1,600円 (2) 法第4条第4項の規定による犬の死亡届の受理 (3) 法第4条第4項又は第5項の規定による犬の登録事項変更届の受理 (4) 狂犬病予防注射 集合注射 4月第1次注射 6月第2次注射 狂犬病予防注射済票の交付 1件につき 550円 狂犬病予防注射済票の再交付 1件につき 340円 (社)栃木県獣医師会への業務委託 狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務委託契約の締結 1件につき 189円</p>	2町に差異がないので現行のとおり新町に引継ぐものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
墓地・納骨堂及び火葬場に関すること	<p>1. 概要 墓地の管理等が、住民の宗教的感情に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われること。</p> <p>2. 内容 (1) 墓地等の経営、変更及び廃止の許可 (2) 火葬場の立入検査及び墓地、納骨堂等の管理者からの報告、聴取 (3) 墓地、納骨堂等の施設の整備、改善使用の制限、禁止命令、又は許可の取り消し (4) 経営等の許可の申請書、工事完了届出の受理 (5) 都市計画事業等による墓地、又は火葬場の新設等の届出の受理 (6) 名称等の変更の届出の受理</p>	<p>1. 概要 墓地の管理等が、住民の宗教的感情に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われること。</p> <p>2. 内容 (1) 墓地等の経営、変更及び廃止の許可 (2) 火葬場の立入検査及び墓地、納骨堂等の管理者からの報告、聴取 (3) 墓地、納骨堂等の施設の整備、改善使用の制限、禁止命令、又は許可の取り消し (4) 経営等の許可の申請書、工事完了届出の受理 (5) 都市計画事業等による墓地、又は火葬場の新設等の届出の受理 (6) 名称等の変更の届出の受理</p>	2町に差異がないので現行のとおり新町に引継ぐものとする。
大気汚染に関すること	<p>1. 概要 町内の大気環境状況を把握するため、工場から排出されるばい煙量等の測定をし、又、県の指導により町の大気環境を保全する。</p> <p>2. 内容 (1) 大気汚染防止法に係る届出及び県条例に係る届出を町が受け付け、県へ進達する。 ばい煙、粉塵特定施設 (2) 公害防止協定締結工場に、定期的は大気測定を行って貰い、結果を町へ提出して貰う。 (3) 光化学オキシダント監視強化期間である5～9月は、オキシダント発生を毎日監視し、県より注意報等発令された場合、町内関係箇所に連絡し町民に注意を促す。</p>	<p>1. 概要 町内の大気環境状況を把握するため、工場から排出されるばい煙量等の測定をし、又、県の指導により町の大気環境を保全する。</p> <p>2. 内容 (1) 大気汚染防止法に係る届出及び県条例に係る届出を町が受け付け、県へ進達する。 ばい煙、粉塵特定施設 (2) 公害防止協定締結工場に、定期的は大気測定を行って貰い、結果を町へ提出して貰う。 (3) 光化学オキシダント監視強化期間である5～9月は、オキシダント発生を毎日監視し、県より注意報等発令された場合、町内関係箇所に連絡し町民に注意を促す。</p>	2町に差異がないので現行のとおり新町に引継ぐものとする。
水質汚濁に関すること	<p>水質調査業務</p> <p>1. 目的 町民の生活に身近な河川の浄化を図るために、町下水道計画に基づき、水質調査を行い、水質汚濁の状況の確認、推移の監視を行う。</p> <p>2. 内容 (1) 水質汚濁防止法及び栃木県公害防止条例に係る届出を町が受付、県に進達する。 特定施設 特定地下浸透水 (2) 町内河川の水質検査を11ヶ所実施する。 BOD、pH、大腸菌群数</p>	<p>水質調査業務</p> <p>1. 目的 町民の生活に身近な河川の浄化を図るために、町下水道計画に基づき、水質調査を行い、水質汚濁の状況の確認、推移の監視を行う。</p> <p>2. 内容 (1) 毎年1回、町内河川の水質検査（pH・BOD・大腸菌群数）15箇所、農薬分析（ダイアジノン）3ゴルフ場4地点 (2) 公害防止協定締結工場の工場排水測定結果報告を、毎月提出、県に進達する。</p>	現行のとおり新町に引継ぐものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
環境消毒事業に関すること	<p>1. 目的 台風等大雨による床下、床上浸水による、感染症予防のため消毒処理を行い、衛生な環境を維持する。</p> <p>2. 内容 住民からの薬剤の散布依頼を受け、動力噴霧器により散布を行なう。 (動力噴霧器 1 台を所有)</p>	<p>1. 目的 台風等大雨による床下、床上浸水による、感染症予防のため消毒処理を行い、衛生な環境を維持する。</p> <p>2. 内容 住民からの薬剤の散布依頼を受け、動力噴霧器により散布を行なう。 (動力噴霧器 1 台を所有)</p>	<p>2 町に差異がないので現行のとおり新町に引継ぐものとする。</p>
公営墓地に関すること	<p>1. 概要 本町の墓地不足の解消のため設置する。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 名称 馬頭町公園墓地「権現山霊園」</p> <p>(2) 位置 馬頭町大字馬頭2558 - 87</p> <p>(3) 設置区画数 200区画(6 m² 1 8 1 区画、9 m² 1 9 区画)</p> <p>(4) 使用料 6 m² 1 区画 4 5 万円、9 m² 1 区画 6 7 万円</p> <p>(5) 管理料 1 区画につき毎年2,500円徴収</p>	<p>1. 概要 墓地等の経営の安定性、永続性を確保する。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 墓地の使用許可</p> <p>(2) 使用料：面積3.6m² 27,000円 29,000円</p> <p>(3) 清掃料：年1,500円</p>	<p>現行のとおり新町に引継ぐものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容			
	馬頭町	小川町				
ごみ処理事業						
ごみの排出方法	可燃ごみ	指定袋	指定袋	2町に差異がないので、現行のとおりとするものとする。		
	不燃ごみ	コンテナ	コンテナ			
	粗大ごみ	なし	なし			
	有害ごみ	電池	透明な袋		透明な袋	
		蛍光灯	結束		結束	
	資源物	びん3種 (無色、茶色、その他)	コンテナ		コンテナ	
		スチール缶	コンテナ		コンテナ	
		アルミ缶	コンテナ		コンテナ	
		ペットボトル	コンテナ		コンテナ	
		飲料パック	結束			馬頭町の例によるものとする。
		新聞紙	結束		結束	2町に差異がないので、現行のとおりとするものとする。
		雑誌	結束		結束	
	段ボール	結束	結束			
	衣類	結束	結束			
白色トレイ	結束		馬頭町の例によるものとする。			

事務事業名		現況		調整の具体的内容	
		馬頭町	小川町		
ごみ処理事業	ごみの分別種類	1. 可燃ごみ 2. 不燃ごみ 3. 粗大ごみ 4. 有害ごみ 5. 資源物 びん3種 (無色、茶色、その他) スチール缶 アルミ缶 ペットボトル 新聞紙 雑誌 段ボール 衣類	1. 可燃ごみ 2. 不燃ごみ 3. 粗大ごみ 4. 有害ごみ 5. 資源物 びん3種 (無色、茶色、その他) スチール缶 アルミ缶 ペットボトル 新聞紙 雑誌 段ボール 衣類	2町に差異がないので、現行のとおりとするものとする。	
		飲料パック類		馬頭町の例によるものとする。	
		白色トレイ		馬頭町の例によるものとする。	
	ごみの収集回数	可燃ごみ	週1～2回	週2回	小川町の例によるものとする。
		不燃ごみ	月1回	月1回	2町に差異がないので、現行のとおりとする
		粗大ごみ	年2回	隔月1回	小川町の例によるものとする。
		有害ごみ	年2回	年2回	2町に差異がないので、現行のとおりとするものとする。
		資源物 びん3種 (無色、茶色、その他) スチール缶 アルミ缶 新聞紙 雑誌 衣類 ペットボトル	月1回	月1回	

事務事業名		現 況		調整の具体的内容	
		馬頭町	小川町		
ごみ処理事業	ごみ処理手数料等	粗大ごみ処理手数料	一般 500円/個 家電 1,400円/個	一般 510円/個 家電 1,400円/個	馬頭町の例によるものとする。
		指定袋	大 20円/枚 中 13円/枚	大 20円/枚 中 13円/枚	2町に差異がないので、現行のとおりとするものとする。
	コンテナ	700円/個 無料	700円/個	合併時に廃止するものとする。	
	一般廃棄物第1号	15kg未満	無料	飲食、鮮魚店 月530円 特定事業所 月630円	馬頭町の例を基本とし、合併時までに調整するものとする。
		15以上 40kg未満	210円		
		40以上 300kg未満	210円		
		300以上 500kg未満	420円		
		500以上 1,000kg未満	630円		
		1,000以上2,000kg未満	1,050円		
	一般廃棄物第2号	15kg未満	無料	15kg未満 無料	2町に差異がないので、現行のとおりとするものとする。
15以上 40kg未満		320円	15以上 40kg未満 320円		
40以上 300kg未満		320円	40以上 300kg未満 320円		
300以上 500kg未満		630円	300以上 500kg未満 630円		
500以上 1,000kg未満		1,050円	500以上 1,000kg未満1,050円		
1,000以上2,000kg未満		1,580円	1,000以上2,000kg未満1,580円		
2,000kg以上	2,100円	2,000kg以上 2,100円			
ごみの収集方法	粗大ごみ	一般	訪問収集	訪問収集	2町に差異がないので、現行のとおりとするものとする。
		特定家電	訪問収集	訪問収集	
	上記以外のごみ	ステーション方式	ステーション方式		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容																				
	馬頭町	小川町																					
ごみの資源化対策の補助に関すること	<p>【機械式生ごみ処理機設置補助金】</p> <p>1. 概要 一般家庭から排出される生ごみの減量を図るため、機械式生ごみ処理機を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>2. 内容 機械式生ごみ処理機の購入額の1/3以内を補助（上限20,000円） 補助する台数は、1世帯1台</p> <p>【資源ごみ回収報償金】</p> <p>1. 概要 資源ごみ回収運動に協力した団体に報償金を交付し、廃棄物の減量と再利用を促進する。</p> <p>2. 内容 資源ごみを回収、売却する作業に対し2,000円（基本料金）を交付する。 さらに、回収品目により次のとおり基本料金に上乘せする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞、雑誌、段ボール 5円 ・酒、ビール、ジュースビン 5円 ・アルミ缶 20円 ・スチール缶 30円 <p>（単価は1kg当たり）</p>	<p>【機械式生ごみ処理機設置補助金】</p> <p>1. 概要 一般家庭から排出される生ごみの減量を図るため、機械式生ごみ処理機を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>2. 内容 機械式生ごみ処理機の購入費の1/2を補助（上限20,000円）</p> <p>【資源ごみ回収報償金】 なし</p>	馬頭町の例によるものとする。																				
ポイ捨て等防止に関すること	<p>1. 概要 条例等の制定はないが、広報紙や児童、生徒向けの冊子を作成するなどポイ捨て等防止に関する啓発運動を行っている。</p>	<p>1. 概要 「小川町の豊かで住みよい環境づくりに関する条例」を制定し、豊かで住みよい環境を町民自らが守り、育み、創造し、町民参画による潤いと誇りに満ちた町づくりの推進を図ることにより、ポイ捨て等防止を図る。</p>	小川町の例によるものとする。																				
一般廃棄物処理業許可に関すること	<p>1. 概要 一般廃棄物収集運搬業の許可申請を受け付け、審査の上、許可証を交付する。</p> <p>2. 申請手数料</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料</td> <td>3,150円/1件</td> </tr> <tr> <td>(2) 一般廃棄物処分業の許可申請手数料</td> <td>3,150円/1件</td> </tr> <tr> <td>(3) 一般廃棄物処理業の変更許可申請手数料</td> <td>2,100円/1件</td> </tr> <tr> <td>(4) 一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料</td> <td>2,100円/1件</td> </tr> <tr> <td>(5) 許可証の再交付</td> <td>1,050円/1件</td> </tr> </table>	(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料	3,150円/1件	(2) 一般廃棄物処分業の許可申請手数料	3,150円/1件	(3) 一般廃棄物処理業の変更許可申請手数料	2,100円/1件	(4) 一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料	2,100円/1件	(5) 許可証の再交付	1,050円/1件	<p>1. 概要 一般廃棄物収集運搬業の許可申請を受け付け、審査の上、許可証を交付する。</p> <p>2. 申請手数料</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料</td> <td>3,150円/1件</td> </tr> <tr> <td>(2) 一般廃棄物処分業の許可申請手数料</td> <td>3,150円/1件</td> </tr> <tr> <td>(3) 一般廃棄物処理業の変更許可申請手数料</td> <td>2,100円/1件</td> </tr> <tr> <td>(4) 一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料</td> <td>2,100円/1件</td> </tr> <tr> <td>(5) 許可証の再交付</td> <td>1,050円/1件</td> </tr> </table>	(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料	3,150円/1件	(2) 一般廃棄物処分業の許可申請手数料	3,150円/1件	(3) 一般廃棄物処理業の変更許可申請手数料	2,100円/1件	(4) 一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料	2,100円/1件	(5) 許可証の再交付	1,050円/1件	2町に差異がないため、現行のとおりの新町に引き継ぐものとする。
(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料	3,150円/1件																						
(2) 一般廃棄物処分業の許可申請手数料	3,150円/1件																						
(3) 一般廃棄物処理業の変更許可申請手数料	2,100円/1件																						
(4) 一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料	2,100円/1件																						
(5) 許可証の再交付	1,050円/1件																						
(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料	3,150円/1件																						
(2) 一般廃棄物処分業の許可申請手数料	3,150円/1件																						
(3) 一般廃棄物処理業の変更許可申請手数料	2,100円/1件																						
(4) 一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料	2,100円/1件																						
(5) 許可証の再交付	1,050円/1件																						

協議第36号

その他の事業について（協定項目25-19）

その他の事業について、次のとおり提案する。

- 1．情報公開制度については、小川町の例を基本とし、合併時に条例を制定し、実施するものとする。
- 2．投票区については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 3．新町の振興計画については、新町建設計画に基づき、合併後1年を目標に策定するものとする。
- 4．過疎地域自立促進計画については、新町に引き継ぐものとし、合併後1年を目標に新たに策定するものとする。
- 5．土地利用計画については、合併後1年を目標に国土利用計画及び土地利用調整基本計画を策定するものとする。
- 6．指定金融機関等については、原則として現行の金融機関を基本とし、合併時までに調整するものとする。
- 7．斎場及び霊柩車使用に関する助成金交付制度については、小川町の例によるものとする。

平成16年12月16日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 総務部会 他2 分科会名 総務分科会他2

協議事項	25 各種事務事業の取扱い	関連項目	25 - 27 その他の事業
調整の方針	1. 情報公開制度については、小川町の例を基本とし、合併時に条例を制定し、実施するものとする。 2. 投票区については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3. 新町の振興計画については、新町建設計画に基づき、合併後1年を目標に策定するものとする。 4. 過疎地域自立促進計画については、新町に引き継ぐものとし、合併後1年を目標に新たに策定するものとする。 5. 土地利用計画については、合併後1年を目標に国土利用計画及び土地利用調整基本計画を策定するものとする。 6. 指定金融機関等については、原則として現行の金融機関を基本とし、合併時までに調整するものとする。 7. 斎場及び霊柩車使用に関する助成金交付制度については、小川町の例によるものとする。		

区分	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
情報公開制度	条例の制定なし	1. 条例の制定 小川町情報公開条例（平成14年10月1日施行） 2. 実施機関 (1) 町長 (5) 農業委員会 (2) 教育委員会 (6) 固定資産評価審査委員会 (3) 選挙管理委員会 (7) 議会 (4) 監査委員 3. 対象情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他の視覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）から出力、又は採録し文書化されたものであって、当該実施機関が保有しているもの。 4. 開示請求権者 (1) 町内に住所を有する者 (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4) 実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者	新町における情報公開制度については、小川町の例を基本とし、合併時に条例を制定し、実施するものとする。
投票区	【投票区名及び選挙人名簿登録者】 平成16年12月2日現在 1 馬頭第1投票区 947人 11 富山投票区 476人 2 馬頭第2投票区 1,994人 12 谷川投票区 682人 3 健武第1投票区 598人 13 大内第1投票区 334人 4 健武第2投票区 347人 14 大内第2投票区 457人 5 矢又投票区 570人 15 大那地投票区 143人 6 和見投票区 621人 16 大山田下郷投票区 621人 7 小口投票区 495人 17 大山田上郷投票区 521人 8 北向田投票区 412人 18 小砂第1投票区 389人 9 久那瀬投票区 642人 19 小砂第2投票区 322人 10 松野投票区 456人 <div style="text-align: right;">計 11,027人</div>	【投票区名及び選挙人名簿登録者】 平成16年12月2日現在 1 第1投票区(上河原～関場) 547人 2 第2投票区(上町～旭町) 2,104人 3 第3投票区(吉田、谷田) 594人 4 第4投票区(白久) 279人 5 第5投票区(片平、高岡) 401人 6 第6投票区(三輪、神田町、東戸田) 438人 7 第7投票区(小梨、後久保、後沢、萱場) 220人 8 第8投票区(恩田、山崎、下西の原) 400人 9 第9投票区(薬利、芳井) 484人 10 第10投票区(浄法寺) 278人 <div style="text-align: right;">計 5,745人</div>	投票区については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区分	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
振興計画	1. 名称 馬頭町総合振興計画・後期基本計画 2. テーマ 活力に満ちた 魅力あふれる 潤いのある町づくり 3. 構想期間 平成8～17年度(10ヶ年間) 4. 計画期間 平成13～17年度(後期5ヶ年計画) 5. 実施計画 2ヶ年間(毎年ローリング)	1. 名称 第2次小川町新長期総合計画・後期基本計画 2. テーマ 清らかな水 さわやかな風 まほろばの里21計画 3. 構想期間 平成8～17年度(10ヶ年間) 4. 計画期間 平成13～17年度(後期5ヶ年計画) 5. 実施計画 2ヶ年間(毎年ローリング)	新町の振興計画については、新町建設計画に基づき、合併後1年を目標に策定するものとする。
過疎地域自立促進計画	1. 名称 過疎地域自立促進計画 2. 指定期間 平成12～21年度(10ヶ年間) 3. 計画期間 平成12～16年度(前期5ヶ年計画) 4. 内容 地域資源を活用した産業振興とネットワーク化、企業誘致等による産業基盤の確立、道路網の整備、上下水道整備など8方針からなる計画	該当なし	過疎地域自立促進計画については、新町に引き継ぐものとし、合併後1年を目標に新たに策定するものとする。
土地利用計画	1. 名称 馬頭町土地利用調整基本計画 2. 計画期間 平成13～17年度(5ヶ年間) 3. 内容 計画的な土地利用を図るために3区域10ゾーンの誘導区域を設定した計画 4. 協議調整 (1) 協議組織 馬頭町土地利用対策委員会 (2) 指導要綱 馬頭町土地利用に関する事前指導要綱	1. 名称 小川町土地利用調整基本計画 2. 計画期間 平成13～22年度(10ヶ年間) 3. 内容 計画的な土地利用を図るために短期長期に区分し、3区域12ゾーンの誘導区域を設定した計画 4. 協議調整 (1) 協議組織 協議組織はないが、随時関係部局で調整している。 (2) 指導要綱 なし。	土地利用計画については、合併後1年を目標に国土利用計画及び土地利用調整基本計画を策定するものとする。
指定金融機関等	【指定金融機関】 ・株式会社足利銀行(馬頭支店) 【収納代理金融機関】 ・那須南農業協同組合(馬頭支所、武茂支所、大内支所、大山田支所、小砂支所) ・那須信用組合(馬頭支店) ()は取扱店舗	【指定金融機関】 ・株式会社足利銀行(馬頭支店) 【指定代理金融機関】 ・株式会社栃木銀行(烏山支店) ・那須南農業協同組合(小川支所) ・那須信用組合(小川支店) ()は取扱店舗	指定金融機関等については、原則として現行の金融機関を基本とし、合併時までに調整するものとする。

区分	現 況		調整の具体的内容
	馬 頭 町	小 川 町	
斎場及び霊柩車使用に関する助成金交付制度	制度なし	<p>1. 要綱の制定 斎場及び霊柩車使用に関する助成金交付要綱 (昭和57年11月12日施行)</p> <p>2. 概要 住民福祉の向上を目的に、広域斎場の施設使用料及び霊柩車使用について助成金を交付する。</p> <p>助成金額 ア 広域斎場において、死亡者を火葬するための施設使用料 イ 霊柩車を使用した場合の使用料 (ただし、14,400円を限度とする。)</p> <p>助成対象者 小川町民</p>	斎場及び霊柩車使用に関する助成金交付制度については、小川町の例によるものとする。

馬頭町・小川町合併協議会議会の議員の定数及び任期等検討委員会設置要領

(設置)

第1条 馬頭町・小川町合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条の規定に基づき、馬頭町・小川町合併協議会合併協定書協定項目「議会の議員の定数及び任期の取扱い」の調査及び審議を行うため、議会の議員の定数及び任期等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、新町の議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること、併せて、参考として議会の議員の報酬等に関することについて調査し、審議し、又は調整する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 規約第8条第1項第2号に規定する委員
- (2) 規約第8条第1項第3号に規定する委員
- (3) 規約第8条第1項第4号に規定する委員のうち各町3名

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会の協議の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協議会の事務局及び関係する専門部会が処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年11月29日から施行する。

馬頭町・小川町合併協議会
議会の議員の定数及び任期等検討委員会 委員名簿

No.	区 分	役 職	氏 名	備 考
1	議 会 議 長	委 員	大 金 伊 一	馬頭町議会議長
2	”	委 員	高 瀬 了	小川町議会議長
3	議 会 選 出	委 員 長	矢 内 修	馬頭町議会議員
4	”	委 員	石 田 彬 良	馬頭町議会議員
5	”	副 委 員 長	福 島 泰 夫	小川町議会議員
6	”	委 員	杉 本 益 三	小川町議会議員
7	学 識 経 験 者	委 員	篠 江 求	馬頭町
8	”	委 員	藤 田 眞 一	”
9	”	委 員	小 峰 直 人	”
10	”	委 員	塚 原 博	小川町
11	”	委 員	佐 々 木 文 子	”
12	”	委 員	亀 田 昇	”